

(第一類 第二号)

衆議院 地方行政委員会議録 第三百三十二回国会

平成七年三月十日(金曜日)

卷之三

理事 塩谷 立君 理事 中馬 弘毅君
理事 錦織 良丁君 理事 梶屋 敏吉君

理事 山名 靖英君 理事 米田 建三君
理事 北沢 清功君 理事 田中 甲君

石橋 一弥君
栗原 裕康君
稻葉 大和君
田野瀬良太郎君

谷洋一君 西田司君
蓮実進君 平林鴻三君

山本公一君
岡島正之君
上田敬章君
古賀勇君

富田茂之君
吹田幌君
永井英慈君
冬柴鐵三君

山崎廣太郎君
池田 隆一君
鶴山建台郎君
吉田 竹内
般田 恵二君

國務大臣 川端 達夫君

自 治 大 臣 野 中 広 務 君

警察厅長官官房 総務審議官 山本 博一君

警察廳生活安全
局長 中田 恒夫君

警察厅警備局长 杉田和博君
自治大臣官房長 秋本敏文君

自治大臣官房總務審議官 二橋正弘君

吉林省行政局長
吉田 強正君
自治省行政局公
務員部長 鈴木 正明君

選行政局省自治
長部舉 谷合 靖夫君

第一類第一等 地方行政委員會議錄第八号 平成七年二月廿日

間をさせていただきたいと思います。

今まで実は私、野中自治大臣につきましては詳しく存じ上げておりませんでした。この質問をさせていただくに当たって、政官要覽というのでしょうか、野中大臣の今までの経験を実は拝見させてもらいました。大変打たれるところが多かつたわけでございます。

ちょっとと御披露させていただきますと、大臣は、二十五歳で町議になられ、そして三十三歳で町長に御就任をされ、その間、京都府の町村会の会長さんを務められ、さらに全国の町村会の副会長さんを歴任されたということござります。さ

同月八日 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)(參議院送付)
二月二十八日 土地税制の住民税に関する請願(古賀誠君紹介)(第五〇〇号)
同(佐藤信一君紹介)(第五一号)
同(中川昭一君紹介)(第五二号)
同(保利耕輔君紹介)(第五三号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出第一六号）
地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第三九号）
地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案（内閣提出第四九号）
地方公文書の取扱いに関する件

○川崎委員長　これより会議を開きます。
内閣提出、地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

○永井(英)委員 新進党的永井でござります。

地方財政が困難なときに、また地方分権が言われておるときにはこの自治大臣という仕事をさせていただいて、いさか行政改革、税制改革、そして

地方分権という大きなテーマに地方行政委員会を初めとする皆さんとともに取り組むことができましたことを、感慨無量に存じておる次第であります。

ただ、先ほど永井委員から、京都府会議員から京都府副知事に大抜てきをされたと言われましたけれども、私は全く大抜てきをされたのではございませんので、当時、前尾繁三郎先生から、鶴田先生もいらっしゃいますけれども、京都の強い共産党と対決をするのはおまえよりないということです。そういう要員として私は入れられたわけでございます。苦悩の四年間を過ごしたわけでございました。

以上でございます。

○永井(英)委員 大変な能力、手腕を買われて大活躍をされたわけでございまして、先ほど申し上げましたように、もうすばらしいといふよりは、すごい御経験で、党派を超えて改めて敬意を表する次第でございます。そういう意味では、野中大臣は、戦後半世紀たつわけですから、我が國の地方自治の現役の生き証人と言つても過言では踏まえて、これはちょっと地方行政とは関係がないかもしれませんですねけれども、今大変関心を集めていることについての御見解を賜りたいと思ひます。

それは、ことし、折しも戦後五十年という節目でございまして、二十一世紀まであと五年余り、文字どおり二十一世紀、指呼の間に迫ってきたわけでございます。これからのことにつきましては、村山総理にも機会をいただいてしっかりと伺いしたいところでございますが、きょうは、野中大臣の長い豊かな政治行政の御経験から、いわゆる戦後五十年問題あるいはいわゆる不戦決議等についてお考えをお聞かせいただければ大変ありがた

いと思います。

○野中國務大臣 私の世代は、あと数ヶ月ないし長くとも一年あの戦争が続いておったら、きょうこうしてこの場におることがなかつたという世代であります。したがいまして、振り返つて私は、昭和十年代にお生まれになつた皆さん、この方々もやはり幼少期、青年期を戦争の中で過ごされましたけれども、そういう方々とはまた違つた歴史観を持っております。

それだけに、我が国が危険な道を歩まないようにな、そして、我々と同じ世代で、いや、もう少し年が上でもっとすぐれた人たちが、先輩たちが、あの戦争で亡くなつていきました。しかも、長いいわゆる統治期間で多くの国に迷惑をかけた人々もあります。あるいは、戦争によつてまた多くのアシアを中心とする国々の皆さんにぬぐいがない傷を残してまいりました。残念ながら、それは今なお大きな傷跡となつて残つてきております。私ども、当然もう少し続いておればきょう生を受けたことがなかつた人間が二十一世紀を目の前にして生を受けておることは、まことに私ども感概無量なものがござります。

それだけに私は、自民党、そして社会党、さきがけが三党連立の際に合意いたしました五十年の節目とした合意については、厳粛に受けとめておるわけでございます。もちろん、憲法において我が国が戦争を放棄しておることは厳粛な事実でありますけれども、戦後半世紀を迎えたこの時期に、私どもは、またそういう意味において過去の多くの傷跡を振り返り、二十一世紀を展望した新たなる決意で臨まなくてはならないのではないか

うかと思っておる次第であります。

○永井(英)委員 ちょっと予期した御答弁とは違いました。これ以上お聞きいたしませんけれども、私は、いわゆる戦後五十年問題も、今お話しのよう、日本、そして日本国民にとっては、極めて重くて大きな課題だと考えておるところでございますが、ちょうど半世紀たつて、一九四五

いても、成功の半世紀と言う人もおりますけれども、この半世紀についてもきちっとこの際検証し、総括し、そして我々の世代で一つの評価を下すべきではないだろうか、こういうことでござい

ます。この戦後半世紀、あの廃墟の中から今日の経済発展までのいろいろな困難もあつたわけですけれども、克服して今日に来たわけでございます。その日本のたどつてきた足跡を振り返つて、我

が国の政治、経済、社会等の各分野で、今まで野中大臣が御経験されたこと、また強い印象を持たれしたこと、こうしたことについて、歴史的な視点からちょっと御見解をいただければ大変ありがたいと存じます。

○野中國務大臣 あの廃墟の中から今日を迎えることになりましたことは、私ども、みずから生きてみて想像もできないことございました。けれどもそれにはあの廃墟の中から立ち上がりた當時の先輩たちを含めた国民の英知と努力が第一であつたとおもいます。

そして、世界で多くの戦争が行われましたけれども、我が国は、あの大戦の大きな教訓を反省といたしまして、今日まで五十年、戦争に巻き込まれることなく過ごし得たことは、経済の発展に大きな影響を及ぼしたと思うわけでございまして、その間、やはり日米安保体制の確立もまた大きな私は重要な問題を与えておると思うわけでございまして、こういうことを考えますときに、政治の場では長い間、この間ほとんど自民党という政党と、時に、ともすれば問題が幾つか起きましたけれども、しかし、社会党という政党が緊張感を持つて我が国政治の場をずっと歩んでまいりました。その緊張感が、政治の場では、先ほど申し上げましたように、時に腐敗事件等を起こしましたけれども、ある意味においていい政治をつくり上げてきたのではなかろうかと思うわけでござい

ます。

それはもう一つは、いろいろな問題はありますけれども、政策の継続性があつた。それは今日の我が国社会資本の充実の上に、あるいは国民

福祉の向上の上に、そして今日の経済発展の上に大きく寄与したのではなかろうかと思うわけでござります。

○永井(英)委員 それでは、立法院にとりましては、個々の政治家にとりましても、時代をしっかりと正しく把握する、認識するということは極めて重要なことだと常々考えておるところでございまが、野中大臣の、今の世界の情勢、それと、それが、野中大臣の、今の世界の情勢、それと、その中に置かれている日本の状況、また日本が抱えている今日的な問題、言ってみれば時代認識について思うところがございましたら、お話を伺いたいと存じます。

○野中國務大臣 私は、世界情勢あるいは時代認識を申し上げるほどの博識ではありませんし、見識も持つておられないわけでございます。しかし、先ほど申し上げましたように、日米安保体制が我が国の今日までの発展の上に大きく寄与したということを私どもは中軸に考えながら、これから限りなくアジアの問題というものは世界じゅうが注目をし、世界じゅうがその市場介入を含めて、いろいろな問題が起きてくるところであると思っておるわけでござります。

これから限界なくアジアの問題というものは世界に残し、その信頼関係は回復をされておりませ

ん。これから冷戦構造が崩壊をいたしまして大きな国に対する対立はなくなるでありますけれども、限りなく民族や宗教や資源の地域紛争という問題は、朝鮮半島、アジアのそれぞれの国に多くのまだ傷跡を残して、いろいろな問題が起きてくるところであると思っておるわけでござります。

その点で、この間はほとんど中国を始め朝鮮半島、アジアのそれぞれの国に多くのまだ傷跡を残して、いろいろな問題が起きてくるところであると思っておるわけでござります。しかし、社会党という政党が緊張感を持つて我が国政治の場をずっと歩んでまいりました。その緊張感が、政治の場では、先ほど申し上げましたように、時に腐敗事件等を起こしましたけれども、ある意味においていい政治をつくり上げてきたのではなかろうかと思うわけでござい

ジアの友人とし、これからアジア全体の発展のために我々は何をすべきかということが、当面私どもに与えられた政治家としての大きな課題であり使命であると考えておる次第でございます。

○永井(英)委員 そういう中にあって、我が国としては、国内的にも大変大きな問題を抱えておると思ふのですけれども、国内の諸問題についてのお考え、例えば農業問題、あるいは人口減に伴う高齢化の問題、それと並行するようない形での財政難の問題、さらには環境の問題、農業の問題、数え上げますともう切りがない、大変多くの困難な問題を抱えておるわけでございますが、そういった内政面についての御認識を伺えればと思います。

○野中國務大臣 今、我が国の現状を考えますとき、委員が御指摘になりましたように、経済的にも、あるいは少子・高齢化の問題を初め、多岐にわたる困難な問題が山積をしておるわけでございます。やや、経済成長の最中には、私ども政治家を含めて、余りにも国民に甘い夢を与える、そして、表現は悪いかもわかりませんけれども、福祉施設について國民に夢を与え過ぎて、そして、悪い表現になりますと、何かバナナのたたき売りみたいに、一方が七万円と言えば十万円と言ふ、こういうように、何か金額を上げればそれが福に熱心なんだ、そんな印象を与えるような、そういう私ども政治家自身が道をたどってきたのではないかな。

しかし、これから世の中を支えていく若い人が少なくなっていくことは、もうゆがめることでしかない現実であります。そして、おかげさまで、高齢化社会と言われるそれぞれ想像もしなかった世界一の長生きをする国になつたということはありますけれども、これが、今までの長いわゆる人たちを支えていかなくてはならないわけでございます。

そういうときに、その高齢化社会を生きる人

が、お互いに健康で、そして生きとし生ける命を大切にし、生きがいを感じて、生きていることを感謝し喜び合うような、そういう世の中を構築していくためにどうあるべきなんだ。それはやはり、我々がどのようなところに視点を当てて重点

化し、そして、税財源には限度があるわけでござりますから、したがって、その限度のある税財源を参考ながら、時に国民には痛みを分かち合つてもらひ、そして二十一世紀というのが、福祉先進国がたどったようないいわゆる者がその国から逃げ出するようなことなく、若い人たちがこの国将来に責任を持ってこの国を健全に支えてくれるような、そういう希望を与えるような土俵を今つくりておかなくては取り戻しがつかないのでな

いか、私はこう思うわけでございます。

不幸な問題でありますけれども、一月十七日の阪神・淡路大震災を思いますときに、大変深刻な問題をこの地域の人たちに犠牲とともに与えた

わけでありますけれども、あの震災を通じて、全国のボランティアの若い人たちが阪神地域へ入つ

ていって、そして劣悪な条件で被災者の救援に当たつてくれておる姿を見るときに、非常に今暗い気持ちでおりました中にも、新しい日本が困難な

あの阪神・淡路大震災の中から生まれつたあるのではないか、それを私どもは大切にして、そして

二十一世紀への道のりを明るいものにしていかなければなりませんが、それで、私は考えておる次第であります。

○永井(英)委員 五年体制というか、自民党一

党の長期政権のもとで、今お話によりますと、福祉とということで國民に甘い夢を与える、そして選挙のときにもそれを訴えてこられた。言つてみれば迎合型の政治、行政が展開されてきた側面が

あるといふような御趣旨であったと思うのですが、今お話を伺つておりますと、これからは資源

にも限りがある、税財源にも限りがある、だから痛みを分かち合う時代に入つたというお話でございました。

そこで、村山内閣の一枚看板として「人にやさしい政治」ということが言われておりますけれども、主要閣僚のお一人として、この「人にやさしい政治」というのはこうなんだよという具体的なお話をいただければと思います。

○野中國務大臣 私は、村山内閣で掲げておりま

す「人にやさしい政治」というのは、いわゆる「人にやさしい政治」を行つたためには、先ほど申

し上げましたように、時に國民に痛みを分かち合つても、それを民間法人化することによつ

てより活力を生み出していく、そういう道のためには事務次官として一人残つて、そういう

せんけれども、これを民間法人化することによつて、より活力を生み出していく、そういう道のためには事務次官として御協力をいただきまし

た。

けれども、そのときに私が、官房長官、総務庁長官等がいらっしゃるところで申し上げましたことは、特殊法人をなくするときに、公務員の全體

像というものをこの際考えなくてはいけない。公

務員に採用されて四十歳の後半になれば肩たたき

をされる、そしてそういう人が外へ出ていく、最

後に事務次官として一人残つて、そういう

人が一体どのようにしてやつていただけるのかといふ

う。そこで、途中でこの人たちが病気になつたりし

たら、これは若干の年数健康保険が与えられて

いるが、今はまだ年金がもらえないとしても、この人た

が十五歳まで年金がもらえないとしても、この人た

○永井(英)委員 今質問はしなかったのですけれども、特殊法人の統廃合、改革に話が及んだわけですねけれども、二月十日に最終結論を出すという公約を掲げてこの作業がスタートしてきたわけでございますが、ついにその期限までにすべてをまとめて上げる、結論を出すことができずに今日まで来ておるわけです。一体どこにこの特殊法人についての統廃合のネックがあるのか、今まであったのか。

私はどうも、村山内閣に緊張感というか、危機感というか、國民の期待にこたえる緊張感、こういうものが欠如しているのではないかという考えを持っております。

とりわけ大きな改革をする場合には、強い危機感というか強い使命感というもののがなければ、そこに改革へのエネルギーというか、そういうものが生まれてこないという考え方をかねてから持つておるわけですから、なぜこのような状態で推移したのか、もう一度お答えいただきたいと思います。

○野中國務大臣 私は、委員が特殊法人のあり方にについてどういう御認識を持っておられるかわからぬわけですが、少くとも、私が生まれてこないという考え方をかねてから持つておるわけですから、なぜこのような状態で推移したのか、もう一度お答えいただきたいと思います。

私は、委員が特殊法人のあり方にについてどういう御認識を持っておられるかわからぬわけですが、少くとも、私が生まれてこないという考え方をかねてから持つておるわけですから、なぜこのような状態で推移したのか、もう一度お答えいただきたいと思います。

○野中國務大臣 私は、委員が特殊法人のあり方にについてどういう御認識を持っておられるかわからぬわけですが、少くとも、私が生まれてこないという考え方をかねてから持つておるわけですから、なぜこのような状態で推移したのか、もう一度お答えいただきたいと思います。

また一方におきましては、それぞれ特殊法人の役員の給与の問題、退職金の問題、こういう問題のあり方につきましてあるいは渡りの問題につきましても、総務省において具体的に、個別に

十分な合意を得ないまま今日に推移をしておることは、閣僚の一人として私は残念に思っております。けれども、少なくともこの問題についても、全体にすべてを今整理することはできないといった

ことは、閣僚の一人として私は残念に思っております。けれども、少なくともこの問題についても、全体にすべてを今整理することはできないといった

ことは、閣僚の一人として私は残念に思っております。けれども、少なくともこの問題についても、全体にすべてを今整理することはできないといった

ことは、閣僚の一人として私は残念に思っております。けれども、少なくともこの問題についても、全体にすべてを今整理することはできないといった

ことは、閣僚の一人として私は残念に思っております。けれども、少なくともこの問題についても、全体にすべてを今整理することはできないといった

で、私はそれが決定されることを望んでおる次第でございます。

○永井(英)委員 もう一言、この特殊法人についてでございますが、この特殊法人の統廃合をやつてございますが、この特殊法人の統廃合をやつてどのくらいの経費の節減になるか。大ざっぱで結構でございますが、閣僚の一人としてこの作業にも携わってこられて、この改革をなし遂げてトータルでどのくらいの、まあ数億円か数十億円か数百億円か、どのくらいの経費の節減合理化になりますか、答えられましたらお答えいただきたい。

○野中國務大臣 今総務省でおやりになっておりますので、私からその概数を申し上げる立場にはいわけござりますけれども、先ほど申し上げましたように、単に数合せをするということでは、これは何のための行政改革であり、特殊法人の整理であるかわからないのであります。結果として金額でどの程度減ったかということを、やはり行政改革の一つの柱として見せるべきだと思っておるわけでございます。

したがいまして、そういう点におきましては、

先ほど申し上げましたように全体の、今回統廃合あるいは民営化あるいは廃止をされる法人だけではなく、全体の今の特殊法人について総務省において点検をいたしまして、部分的民営化が可能なものは民営化をする、いかにしてリストラをするかというのを個別、具体的に各省と整理をいたしております。

そこで、最近ではいじめの問題だとか、産業の空洞化とか、先ほど申し上げましたけれども、財政の硬直化、高齢化ということで、危機的な要因ががらっと並んでおりますが、私はその中でも、この戦後日本の国土が過密過疎という大変なゆがみというか、弊害を生んで、大都市へ人口が集中をして、とりわけ東京を中心とする首都圏に、一極集中という言葉でも言われますが、人口にしてみると、その他経済あるいは金融、文化、さまざまなものが一極に集中しているということで、大変深刻な状態であるうと思います。そして、一方では

過疎に悩んでおるわけです。私ごとにになって不思議ですけれども、私は成人するまでは群馬県の赤城村という人口過密のままでは、成年してからは川崎という人口過密の大都市に生活しております。つまり、東京一極集中は是正と多様な地域社会が存続するかどうか、崩壊の危機的な状況が発生するのではないかと憂慮しておるところです。これから、まだ政府の方としても十年、二十年後の過疎地域の実態をシミュレーションで想定はしてないと思うのですけれども、大変な事態、それが過疎地帯ではないだろうかということです。これから、まだ政府の方としても十年、二十年の過疎地域の実態をシミュレーションで想定はしてないと思うのですけれども、大変な事態、それが過疎地帯ではないだろうか、崩壊の危機的な状況が発生するのではないかと憂慮しておるところです。

そこで、政府は、昭和三十七年に初めて全国総合開発計画というものをつくられて、国土の均衡

失敗というのでしょうか、達成できなかつた理由は、あるいは貿易摩擦、金融問題、農業問題、パブル経済、こう一つ一つ数え上げると切りがないのです。

そこで、「この全国総合開発計画の言ってみれば、あるいは貿易摩擦、金融問題、農業問題、パブル経済、こう一つ一つ数え上げると切りがないのです。

○牛嶋説明員 お答え申し上げます。先生御指摘のように、これまで四次にわたって全国総合開発計画が策定されてきたところでございます。その全総計画の中では、一貫いたしまして大都市圏への過度の集中の是正、それから地域間格差の是正というものを図っていく、いわば国をいたしまして、とりわけ東京を中心とする首都圏に、一極集中という言葉でも言われますが、人口にしてみると、その他経済あるいは金融、文化、さまざまなものが一極に集中しているということで、大変深刻な状態であるうと思います。そして、一方では

過疎に悩んでおるわけです。

そこで、政府は、昭和三十七年に初めて全国総合開発計画というものをつくられて、国土の均衡

問題等非常に深刻な問題、引き続き残つておるわけでございますから、それらの解決に向けて引き続き対応を進めいかなければならぬと考えておるところでございます。

○野中國務大臣 戦後の五十年の歩みを先ほど委員からも御指摘ございましたけれども、やはり何といつても廃墟の中から我が国は立ち上がり、そして先進国に追いつけ追い越そうということを第一として経済優先の道を歩んでまいりました。そのことが結果としていわゆる人口の過密と過疎をもたらすことになつてきましたと思うわけでございました。

が、今回のこの合併特例法の改正案は、昨年の十一月に地方制度調査会の答申をいただきまして、その中でも言っておりますように、合併は地域の一体的な整備、それから市町村の行財政基盤の強化、そして各種の行政サービスの向上にとって有効でかつ適切な方策であるというような見解を出されておりますが、私どももそうだと思っています。そしてそれが、しかし合併は、やはり市町村の存立それ 자체にかかわるものでござりますので、自主的な合併を推進する。それが進むよう環境整備を進めるということで、各種の行財政上の措置の拡充整備をしようということでこの法律案を出して御審議をお願いしているところでございます。

そこで、御指摘がありました過疎地域の問題につきましても、当然合併によりましてこのような効果が発揮されまして、行財政基盤の整備が図られるとか、あるいは一體的な地域の整備が進められるということの効果が発揮されることが望ましいわけでございまして、特に過疎地域の問題につきましては、この法律案では、従来の過疎市町村が合併をいたしまして過疎債が発行できないような場合でも、一定の期間この発行が、過疎債が発行できるような仕組みを講じてあるわけでござります。

また、どうしても地理的な条件等で合併が難しいというような地域もないわけではないと思うのです。合併を望んでもなかなかできないというようなそういう市町村につきましては、昨年の地方自治法の一部改正によりまして広域連合制度といいうものが創設されましたので、その活用をするなどによりまして広域市町村圏の一層の充実、活用を図っていく必要があると考えているわけでございます。また、都道府県や広域市町村圏の中心市がそういう小さな市町村に対して補完、代行ができるような仕組みについても引き続き検討をしていく必要があると考えているところでござります。

○永井(英)委員 質問がちょっと散漫になつてしまいまして、また答弁も非常に丁寧にいただいておりまして、的が外れて時間がたつてしましましたが、そこで、今までの、過疎が極めて深刻である、その一方で、御承知のように人口急増によりまして我が国では百万を超えるような巨大都市が次々に誕生したわけでございます。とりわけ、横浜市などは三百四十万人にも迫る巨大な都市になりました。

そういった大都市につきまして政令指定都市制度が適用されて大都市行政が展開されておるわけでございますが、大都市は大都市なりに大変な悩み、難問を抱えて奮闘をしておるところでございますが、きょうはちょうど折よく自治大臣、京都府の御出身であって、京都府は京都市という政令指定都市を抱えておられまして、京都府の副知事さんも御経験されておられて、大都市の事情にお詳しい大臣の現行の政令指定都市制度についての課題等々がありましたら、ひとつ御見解をいただきたいと思います。

○野中國務大臣 私の京都は人口二百五十万のうち京都市が百五十万でございまして、よその政令指定都市とはやや異なる状態でございまして、一概に他の政令指定都市と一緒に考えることは無理かと思うわけでござりますけれども、私は、そもそも政令指定都市ができたころというのは、政令指定都市を自指とされたときの首長さん方は、むしろ我々には力はあるんだ、府県と一緒にやっているか、だから我々は独立の、他の市とは違う、府県並みの権限を持ったところにするんだというそんな思いが私のところの京都の当時の市長さんにもあったことを私知っています。

だから、事務の配分のあり方、福祉行政やあるいは道路等の管理等、一部は権限移譲がされて府県並みの権限を持ったわけでござりますけれども、やや政令指定都市として府県から独立したような機能を、府県と同様の機能を持つんだということが優先して、そして税財源のあり方について

私は十分議論が詰められなかつたのじゃないか、交付税措置でやろうとする非常に安易なやり方がやられて、そしてそこに、政令指定都市であります、その一方で、御承知のように人口急増によりまして我が国では百万を超えるような巨大都市が次々に誕生したわけでございます。とりわけ、横浜市などは三百四十万人にも迫る巨大な都市になりました。そういう税制、制度を残してきたのではないか、それが何か今日府県と政令指定都市に異常に不協和音をもたらす一つの原因になっているのではないか、私が思つてございます。

そういう税制、制度を通して政令指定都市制

私が経験を通してであります。

○永井(英)委員 今大臣からお話をありましたよ

うに、大都市と府県とのえらい泥沼の抗争のよう

なことが昭和二十年代に展開されたことは、私は

歴史を通じて少々理解をしているつもりでござ

りますが、そうしますと、やはり今の政令指定都市

制度といふのは、府県と政令都市の間でも大きな

問題がある、これは解決しなければいけないかぬという

お考えのように受け取ったわけでございまして、ぜひそくした面での政令指定都市と府県との関係

について、やはり改革をこの際検討すべきである

と思います。これが一点。

それからもう一点は、人口十万、二十万、いや

三十万近いような行政区が見られるわけですね。

この行政区には、行政区ですから、自治権がない。政治機能がないわけです。私、大都市に、政

令指定都市に住んでおりまして、人口二十万も

あって自分たちの意思で町づくりができるだけ短くしよ

るいは行政展開ができないということは、非常に

あいが悪い。住民の意思とかニーズとかが行政

に反映しにくいシステムになる。そこで、かねて

から私は行政区を自治体区に、一定の自治権を与

えて、していくべきだという考え方を持っておるの

でけれども、大臣、その辺についてお考えがございましたら、お話をいただきたいと存じます。

大都市制度そのもののあり方につきましては、

都道府県との関係や周辺市町村の関係を含めまし

て考えていくべきでございまして、そういう中長

するかということだと思います。

第一点の問題につきましては、御承知のよう

に、政令都市の処理する事務というものは大都市に

おける市民生活に直結する事務でございまして、

事務を一元的に処理することによって大都市の行

政運営の合理化に寄与するというものと考えてお

りまして、また、地方公共団体の規模能力におい

て事務を最も適切に処理できるよう配分を行つ

りまして、そのままのものでございます。

すが、今後、大都市制度のあり方を議論していく際には、行政区の機能あるいはそのあり方等についても論点の一つになると考へておる次第でござります。

につきまして、まず何点かお伺いしたいと思いま
す。

すか十一億一千万にしかならない、こんな状況だとか。これに対して、減収分の起債の財政負担は年々重くのしかかってくるというような状況であります。

本当に地方自治体は一生懸命やっている。こういうような状況で、このように柏市のようになど交付する団体である地方自治体、ここの減税による減収分について、自治省の方としてはどのような手当を

○永井(英 委員) ちょうど時間となりました。いろいろ一事に御説明をいただいて、少々論点がぼけてしまいまして、しり切れトンボになってしましました。

り
国は地方自治体に對して減税による減収分の起債を認め、その元利支払いは交付税で戻すといふうなシステムをとつておるわけであります
が、いわゆる富裕自治体、不交付団体の場合は、起債をしても交付税が入らず、減収分のほとんど

柏市の方の九五年度の予算案を 資料を取り参考してさせていただいたのですが、九五年度の当初予算には九四年度分の起債の利子分二億五千五百九十七万円が盛り込まれただけであります。起債の元金の支払いは八年から始まる、こういうふう

をしてしまっては、どうか本筋をいたきたく思ひます。

がりでいらっしゃいますので、この地方分権についても、当委員会でじっくりと議論をさせていただきたい。と同時に、先ほど言いました過密過疎の解消のことと、とりわけ大都市制度、政令指定都市制度の改革の議論も並行して展開していくかと思います。

そこで最後に、野中大臣に、大都市制度改革の決意を御披露いただければありがたいと思いま
す。

以上で質問を終わります。

國は地方自治体に対して減税による減収分の起債を認め、その元利支払いは交付税で戻すというふうなシステムをとつておるわけであります。が、いわゆる富裕自治体不交付団体の場合は、起債をしても交付税が入らず、減収分のほとんどが借金として残るという問題が現実として生じております。

例えば、私の地元であります千葉県の柏市、これがちょっと新聞報道をされておりました。さきにかけの理事の田中甲先生の地元でもあるのです。が、ここでは減税による九四年度分の減収分が四十六億、九五年度は四十億、九六年度は四十五億、合計で百三十一億円を超えるというふうに市財政当局の方では推定しております。これは、九五年度一般会計当初予算が八百二億一千万のこと

柏市の方の九五年度の予算案を資料を取り、せさせていただいたのですが、九五年度の当初予算には九四年度分の起債の利子分一億五千五百九十六万円が盛り込まれただけであります。起債の元金の支払いは九八年から始まる、こういうふうになつております。その後は九四年度分、九五年度分、そして予想されます九六年度分の起債の元利支払いに追いまくられて自転車操業になつてしまふ。これは財政当局の方に事情を聞いたのですが、大変なことだというふうに申しておきました。

そこで、現場の方では財政テクニックというのですか、そういうのを駆使しまして、まず、四十億円の減税分のうち、今回の九五年度の予算案でまずは二十七億円分だけ起債する。残りの十三億円についても内部留保でやりくりするなどと、財政

○野中國務大臣　具体的な内容につきましては財政局長から、あるいは税務局長からお答えをすることと思いますが、私は委員のお話を聞いておりまして、減税というのはいわゆる細川内閣で先行されまして、たわけございます。そして、そういう後を受けまして、村山内閣で税制改革を行うことになつたところでございまして、引き続いた個人住民税の負担軽減を行うことになつてまいりましたわけですが、して、けれども、その消費税の一%の引き上げのうち、一%を地方消費税に充当することによって、地域福祉や地方分権の推進に役立つようになりますことで地方消費税を創設することになったわけになります。

○野中國務大臣　大都市制度のあり方というの
は、国土の均衡ある発展をどのようにしていくか
という中で考えられるべき問題と、大都市そのもの
のが置かれておる問題と分けて考えなくてはなら
ないと私は思つておるわけでござります。むし
ろ、国土の均衡ある発展と委員が最初に言われま
した過疎問題を考えるとには、もとと全国がそれ
ぞれの、個性のある地域に人口が分散して住める
ような、そういう環境というものを国土の均衡ある
方向としてつくり上げていくことが政治の要諦
であると私は考えておるわけでございます。そうち
いう中におきまして、なお現状における大都市の
あり方というものもあわせ考えるべきことだと考
えておる次第であります。

については内部留保でやりくりするんだと、財政調整基金等もありますので、何とか借金が残らなければなりません。組んだようあります。ただ、財政難ですから、内部留保といってもそれほど余裕があるわけではない。当初予算に盛り込まないで、後で予定されている補正予算の方にこの十三億円分のうちのある程度の部分をまた起債で出していかなければならぬ、そういう状況だというふうに財政の相当者は説明してくれました。

現実に、「減税補てん債元利償還予定表」というのも柏市の方からいただいたのですけれども、九五年度分の減税分に相当する減税補てん債は十一年間、まず利息だけ払つて、十年後にまた同額を借りかえる、こういうようなテクニックまで使っているようです。これはもう大変な努力をしている

そうしますと、結局市町村につきましては、その地方消費税の二分の一を交付することにいたなわけであります。そして、それでもなお市町村につきましては財政を助うことは非常に困難があると思われるわけでございますので、都道府県民税の一部を市町村に割り当てることによって市町村の市政運営に支障が生じないよう配慮を行つていうとしておるところでございます。

詳細につきましては担当局長からお答えいたります。

○遠藤政府委員 お答えを申し上げます。

先般の税制改革におきます地方財政措置は、だいま大臣からお話をがありましたように、消費税の税率をアップすることによりまして、一つは地方消費税を確保するということ、それからもう一つは、地方税財源の確保のうち地方消費税

私は、去る二月十四日、本日の議題の二法案につきまして、代表質問で自治大臣に何点か御確認させていただきましたので、本日はその周辺部分を詳しくお願いいたします。

ただ、それにもかかわらず、こういう努力をしても、九四年度から九五年度にかけての財政効率は、報道機関の方で予測したようなのですが、わざと云ふと、十四億の貿易黒字を算出したやうな結果であります。

地方自治体は、このように本当に苦労しているのですが、継続的に行政改革に取り組まなければならぬ。国も同じだと思うのですけれども、しているわけあります。

税分以外の部分については地方交付税の率を
費税に係る率を引き上げるということで処理をいたしましたわけですが、これらのトータルのな
で、今御質問にございました減税に係ります償

財源というもののにつきましては一千六百億が確保されておるわけでありまして、したがって、個人住民税について各自治体で該当額について起債を発行していただきますけれども、これについての償還財源はトータルの形では確保されていると私もは見ているわけであります。

ただ、お話がありましたように、この措置は平成九年度以降の問題となりますので、現在発行いたしております地方債の当面は利子負担にならうかと思いますけれども、その分について一体どうするのかという御質問だと思います。

お話しのとおり、その部分につきましては、地方交付税の算定上一〇〇%基準財政需要額に算入するということでお支障をさせていただいているわけございまして、不交付団体についてはその部分は交付税は行かないではないかということは確かにござりますけれども、全体の財源としては措置をしているという考え方でございます。

ただ、不交付団体等個別に、そういう形で財政運営上大変影響があるという団体については、個別に御相談をいただければ、それお起債の問題その他について御相談に応じて、地方財政の運営上支障がないように措置いたしたいというふうに思っております。

○富田委員 個別の相談も結構なですけれども、減税による減収分というのは、都道府県と市町村では三対七の割合ぐらいで市町村の方がかなり影響を受けていると言われています。また、お話をしました地方消費税も都道府県と市町村では今後五対五の割合で配分されるというようないふうに思えますと、やはり市町村の方が割を食っているのではないか。個別の相談だといつておられるのではないかな。個別の相談だといつても、実際地方公共団体の方ではかなり苦しい運営を強いられているわけですから、地方分権の推進に関する法案がこれから出てきて審議がされますけれども、国からの財源移譲とあわせて、都道府県と市町村との間での税源配分または財源配分等についてあわせて考えていく必要があ

ると思うのですね。

先ほど大臣もちょっとそういう御趣旨の発言をされましたけれども、例えばたばこ税なん

か市町村の方にもう少し行くようにするとか、いろいろなことが考えられると思うのですけれども、そのあたり、都道府県と市町村間の税源配分、財源配分ということについて、大臣はどのようにお考へなっているでしょうか。

○佐野(誠)政府委員 税制改革全般につきましては先ほど大臣の方から御答弁を申し上げたところ

でござりますけれども、先般の税制改革に伴いまして、都道府県全体の税収、それから市町村全体の税収につきましては、都道府県税全体では二千六百二十五億円の増收、市町村税全体では、先ほど来お話をさしますように、全体では二千七百二十五億円の減収と見込まれております。

こういった点につきまして、今後の市町村全体の減収に対する補てんの方法につきましては、例えば道府県民税の所得割の移譲、こういったことなどを中心に今後地方消費税の実施のときまでにさらに検討していく必要がある、こういうように考えておる次第でございます。

○富田委員 わかりました。

今柏市の例を示させていただいたのですけれども、ここからは大蔵省にお伺いしたいと思うのですが、今お話ししましたように、地方財政は本当に厳しい状況にあります。にもかかわらず、平成七年度の地方交付税について、本来交付税法で定められた法定加算額、これは三千九百七十五億円だったはずですが、これがわずか千八百十億円しか今回加算されおりません。これはどういう理由でこのようになったのでしょうか。法律でもども決められたものなのですが、本来三千九百七十五億円そのまま加算するのが基本だと思うのですが、理由をお聞かせ願います。

○三國谷説明員 平成七年度の地方財政の厳しさ

ということにつきましては私どもも十分認識して

いるところでございまして、法定加算額三千九百

七十五億円そのままで加算するのが基本だと思う

けとめまして、真剣に検討したところでございま

す。しかししながら、一方、現下の国の財政事情もま

ことに深刻な状況にございまして、最終的には、これは六年度と同様でございますが、法定加算額

のうち平成三年から五年度にかけて地方交付

税法附則第三条に基づく地方交付税の特例措置、

これに係ります国と返済分千八百十億円につきま

して加算することとしたものでございます。この

措置は、国の財政事情も大変に厳しい中で、国と

しても可能な限りの努力を払ったものということ

で御理解いただきたいと思つ次第でござります。

○富田委員 それは、努力したというのはわかりますけれども、ただ、法定加算額というのは法律で決まっているわけですから、こういうふうに減額をしたのをどんどん先送りしていくと、これは一体どこで整理するんだということになってしま

うと思うのですね。毎年毎年法案の対照表をいたしましたけれども、一行ずつ削つていって、新

しい年になつたら前の年は見えないからいいじや

ないかというような、そういう雰囲気をうら感じ

るような次第ですので、ここはもう少し努力しても

らいたいなと思います。

次に、法定加算額のほかに自治、大蔵両大臣によると、

ある覚書に基づくいわゆる覚書加算額というもの

があるようありますが、この平成七年度の案を

見ますと、全くこれが加算されておりません。こ

れはどういう理由によるのでしょうか。ここ何年

かの資料も見させていただいたのですけれども、

ずっと加算されてきてないようですね。両大

臣がきちんと約束されて覚書まで締結されている

收見積もり後の経済状況の変化、それから特に見

積もり時点で予測しがたい状況の変化、いわゆる

バブル経済の崩壊過程におきまして経済情勢の見

受けですから、これはもう覚書を全くほこにして

いるとか思えないのですが、そのあたりの理由

をお聞かせ願いたいと思います。

○三國谷説明員 国の財政事情でござりますが、

これがまことに深刻な状況にあるということにつ

きましては何とぞ御理解をいただきたいと思う次

第でござります。こういった事情のもとで、覚書

をお聞かせ願いたいと思います。

ただ、今委員から御指摘のありましたとおり、

税収見積もりの精度向上につきましては、今後と

もさまざまなる視点から創意工夫をさせていただ

ておりますが、繰り延べた分につきましては、これを法定加算として規定しているところでござります。

今後につきましては、引き続き厳しい財政事情が続くものと思われますが、各年度の地方財政対策におきましては、円滑な地方財政運営のための

交付税総額を確保しながら、国と地方の財政事情等を総合的に勘案して対処してまいりたいと考えておきましては、円滑な地方財政運営のための

税収見積もりの精度向上につきましては、今後と

もさまざまなる視点から創意工夫をさせていただ

き、さらに有効な資料の収集に努めて、より精度

を向上させていきたいと思っているところでござ

二四

○富田委員 わからないでもないのですけれども、地方の方は国の見積もりを前提に予算を組むわけですから、本当に努力していただいて、地方の方に余り影響がないような形を望みたいと思います。

大蔵省の方に最後に、今後とも地方財政の運営に支障が生じないような適切な地方財政対策を講じていく必要があると私は考へるのですが、自ら大臣は本当にいろいろな場所で地方財政対策について発言されております。大蔵省の方としては、この地方財政対策について今後どのように取り組む御所見なのか、お聞かせ願いたいと思います。

○三國谷説明員 今後の国及び地方とも、その財政事情につきまして確たる見通しというのはなかなか申し述べることは困難でございますが、現下の財政事情は、国・地方を通じまして大変厳しい事情にあると考えております。

したがいまして、国におきましても、地方におきましても、引き続き歳出の節減合理化等を推進することは必要なことではないかと考えておりますが、その上で、地方財政に対しましては、各年度の地方財政計画、地方財政対策、こういったものを通じまして、地方財政の運営に支障を生じないよう適切に対処してまいりたいと考えております。

に予見して指摘しております。例えば、こういうような記載があるようであります。「尼崎市・神戸市南部地域」これは長田区を指すようであります。木造建築物が密集しておらず、地震に伴う家屋の倒壊及び火災の発生、延焼等の危険性が高い地域である。とか、「兵庫県内対象地域はいずれも四〇%以上の高い焼失率が見積もられている。」とか、また、「これらの火災は各地域において地震発災後五、六時間で最盛期となる、じ後逐次鎮火の方向に向かい概ね二十三、二十四時間で鎮火するものと予想される。」とか、「神戸市北部地域において、崖崩れによる軌道、トンネル、駅舎等構造物の損壊が予想される。」今回の震災の被害を本当にあらかじめわかつっていたような、そういうふうに思えるような記載がされている調査書であります。

私が今、報道によりますとと言つたのは、この調査書をぜひ見たいものだと思いましてお願ひいたのですが、断られまして、結局新聞とか週刊誌に出ている内容しか現在の段階ではわかりません。国家機密とか外交機密というような資料ではないと思うのですが、この資料がなぜ開示していないだけなのか、その理由をお伺いしたいと思ひます、防衛庁。

〔編上〕と称するものであろうかと存じますが、この資料は、陸上幕僚監部が部内におきます京阪神地域の地震災害に関する研究並びに災害派遣に関する検討の際の基礎資料といったしまして、先づ御指摘の平成六年に作成したものでございません。ただ、お断りしておきますが、いわゆる部隊の行動等についての計画を定めたものではございません。さらに、その概要について先生御指摘ございましたが、阪神地区及び京都地区的地形、地質、気象、海象、建造物、道路、鉄道、電力、ガス等の現況及び地震発生時の被害見積もり、さらにそれ

その防災組織、体制というものにつきまして、関係する地方自治体、国の機関あるいは公益事業者等の作成なさいました防災計画でありますとか、統計資料でありますとか、さらには調査研究等の資料をいただきまして、これを取りまとめておきます。

したがいまして、あくまで防衛庁の内部内研究用の資料として御提供いただいた資料から成り立っております。資料提供を受けました地方自治体などとの関係から、防衛庁の判断によって提出することが困難なことを御理解願いたいと存じます。

○富田委員 そうおっしゃいますけれども、今言われているように、近畿地区の関係自治体にはもう完成後すぐ配付されたわけですね。陸上自衛隊監視の中部方面監視は、週刊誌のインタビューにこういうふうに答えていましたね。「地図はできれば増刷したい」と思っています。色付きの地図がありますから費用が高くなりますか……。行政をやることをやつてない、この地図を見てもらえれば、それが分かってくるはずです。」こういうふうにインタビューに答えているのですね。こんなことを言っているのだから、国会で開示できないう理由は僕はないと思うのですよ。どうですか。

○三谷説明員 今御指摘の関係自治体でございませんが、ここで言つております関係自治体と申しますのは、今申し上げました資料提供をいただきました自治体でございます。関係する当該地域のすべての自治体に配付したわけではございません。本地誌は、先ほど申し上げましたように、部内資料として作成したものであります。その資料を提供していただいた自治体には、業務の参考資料として活用いただけるよう御配付させていただいたものであります。

○富田委員 何でこんなことをしつこく聞くのかといいますと、この資料は本当に私自身も価値があるものだと思うのですよ。週刊誌でしか中身はわかりませんけれども、本当に詳しい基礎データが載っています。

今の御説明だと、資料の提供を受けた自治体に配ったというのですけれども、この配付を受けた関係自治体は全くこの調査書を活用していないというような報道もされているわけです。本当にもったいない話でして、防衛庁の方に伺いましたら、この「大震災地誌」というのは、京阪神編のほかに、関東編、東海編、中京編と、大地震が予測される各地域についてもつくられているようであります。資料をもらつたところにしか見せないなんという狭い見じやなくて、本当に、提供していただきて、この資料を十二分に活用して、都道府県、警察、消防、自衛隊等が本当に密接な連携のもとに防災計画を作成する必要があるのじゃないか。防災基本計画もそうですし、それを利用して地域防災計画も策定していく、こういう姿勢が必要なんじゃないかな。

また、平素から自衛隊を含む関係行政機関または関係地方公共団体で一緒に実のある訓練を行つて、ともに密接な関係を確保するということが災害時の救援活動について効果的だし、本当に大事だというのは、今回の経験でわかっていると思うのですね。防衛庁の方にももう少し考えていただいて、資料の提示ができるようなことを考えていただきたいと思います。

この「大震災地誌」について、自治省また消防庁は内容をどの程度把握されているのか、また、どういうふうに評価されているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○野中國務大臣　今委員から御指摘ございました、陸上自衛隊幕僚監部が作成をしたと言われます「大震災地誌」「京阪神編」というのは、たしかこの前予算委員会で、新進党の方から、自衛隊から借りてきたということで私ども分厚いものを見せられました。

その場で私、質問を受けて、ああ、さすが新進党は自衛隊とは関係が深いんだなと思って、むしろ、私どもには全然見せてもらつたことはないのにと感心をしたわけでござりますけれども、あれは、今防衛庁からも報告がありましたように、そ

れぞれ家屋の倒壊被害とかあるいは火災による被害、人的被害等は、大阪兵庫なりあるいは京都なり、それぞれの自治体がつくつておる想定した被害状況を集約され、私、後から見ましたら、載つておるわけでござります。

ただ、これらの地域におきます地方公共団体あるいは自衛隊の、あるいはライフライン関係の問題等で、これから地方防災会議において、十分自衛隊の作成したもののも含めながら整理、そして吟味をされていくと思うわけでござりますけれども、委員が御指摘になりましたように、なおそれぞれ地方公共団体あるいは消防、そして自衛隊、今までの防災訓練等、今度の震災で反省しながら、それぞれの機能が十分生かされて、被害が最小限度に食いとめられるような努力はこの地震の教訓にかんがみてやっていかなくてはならないといい、特に連絡調整等、重要な課題を残したと思つておる次第でござります。

防衛庁の方は、大震災地誌等を利用して、今後
の防災計画の作成という点に関してどういうふうに考えておられますか。

○山崎説明員　お答え申し上げます。

は同会議が作成をして います 地域防災計画の作成に協力をしてきたところでござります。
しかしながら、今回の大地震災の一つの我々としての教訓といいますのは、やはり災害派遣というのが一番効率的に行われるということは地方自衛隊体との連携の強化以外にないというのが大きなところであります。したがって、今まで御協力いただいたしてきたところでございますが、今後とも

今回の災害派遣の、申し上げました経験を踏まえながら、例えば担当者相互間のより密接な連携を図るなど、積極的に地方自治体さんとの協力をしていきたいというふうに考えているところでござります。

西宮市の防災文書課長が新規者のパンクヒー
に対しましてこのように答えておりました。備蓄
の必要性を痛感した、食糧と毛布を児童減であい
た小学校の教室に備蓄する地域防災センターを設
ける構想を持っていた、だけれども、実際はこう
いう構想は実現できなかつたということで、かな
り反省しているというようなインタビュー記事が
ありました。先ほどの大震災地誌の中にも、備蓄
食糧、備蓄毛布がこれは全然足りぬというような指
記載もされておりました。特に、乾パン等非常食
が全く用意されていないというような具体的な指
摘もされておりました。

で、私たちも備蓄のあり方について、なあ今委員会が御指摘になりましたよなことを踏まえ、考え方でいかなくてはならないと存じまして、平成七年度の交付税の中においてもこれの財政支援についての措置を考えておるところでございます。

○富田委員 今大臣の方から乾パンのお話があって、これは次に聞こうと思っていたのですが、先日の地方分権特別委員会に釧路の鶴淵市長さんが参考人でいらっしゃいまして、乾パンに関して具体的な提言をしてくださいました。

市長のお話ですと、北海道で備蓄食糧を準備して、私どもが御指摘になりましたよなことを踏まえ、考え方でいかなくてはならないと存じまして、平成七年度の交付税の中においてもこれの財政支援についての措置を考えておるところでございます。

こういう災害医薬品についてこれまで全く備蓄体制をとっていない都道府県に対しても、厚生省の方では何か具体的な指示とか指導とかされているのでしょうか。

○伍藤説明員 お答え申し上げます。

私ども兵庫県以外の都道府県を調査いたしましたところでは、十七都府県におきまして備蓄が行なわれておるという状況でございます。二十九道府県においては如何手当がされていない。十七都府県の内容も、関東近県の八都府県におきましては早急に備蓄センター等を設立しておられるということな

はたった百五十食だ、これでは全然意味をなさない。しかも窮屈
いというようなことで、釧路市長さんが考えているのは、大臣がちょっと評判が悪かったという理由で、乾パンを小中学校の給食に年一回出したいたい。年一回出せば二万食を準備できる。一万食を準備できれば何かあったときにもとりあえず一回目の令糧配付はできるのではないかということで、なかなか市町村が備蓄しないというのはやはりお金の問題だ。備蓄しても一年から一年半たてば捨てる方向に向かないということで、釧路市長さんは、とりあえずまず乾パンを小中学校の児童分用意して、それを備蓄に充てたい、年に一回、防災の口なり何かに給食で出せば捨てるともないし、きちんと財政的な裏づけもつけて備えられるのではないかというふうに言わわれておりました。こういう何か具体的な方法をそれぞれの地域で考えるのもいいのですが、自治省の方が主体的に

と、例えば乾パン等については非常に評判が悪うございました。そういう点から考えますと、炊き出しというのを優先して考える必要がありますし、またライフラインが崩壊をした中では、備蓄というのは最低三日は必要ではないか。それだけよそから入らなくて済みられる状況というものを考えておかなくてはならない。こういうことを考えまして、それぞれ地域の防災計画の中に、あるいは今後地方へ日本を貢献していく上に、これまでの災害などに備えた医薬品類の備蓄体制をとつていい自治体が三十道府県に上るというような報道がございました。これは厚生省の方にお伺いしまして、実際は一十七道府県が完全にとってまいりただいてやつていただければなと思います。

については、厚生省の方では何か具体的な配慮等をしているのでしょうか。

○ 伍薦説明員　ただいま先生御指摘のあったとおりでございまして、今回の直後の状況の推移をみると、必要な医薬品の種類というのも刻々と変化をしてまいります。多分私ども備蓄という観点で必要なのは、その地震発生直後の二、三日間の緊急外科的な手術等に要する点滴液でありますと、外科用の器材、そういういたものが必要であると思いまして、そういうものがまた備蓄にならむものだというふうに思います。

出したのを受けたものであるといふうに報道されておりました。

ところで、この研究会なんですが、一体いつ発足して、どういう構成で、この中間報告に至るまでどういう研究をされてきたのか、これまで全く表に出でおりませんんでしたので、差し支えない範囲で教えていただければと思います。

住民基本台帳については、昨年の四月一日現在で全国三千三百二十五市町村の八九・四%に当たる

る二千九百十三団体、人口で見ますと九八・一%に相当する人口をカバーしているようですが、その台帳事務がもう既にコンピュータ化されてい る。番号 자체は非公開ですけれども、各自治体こ とに現実問題としてもう住民に番号が付与されて いるわけですね。これだけもう十分個人情報につ いて行政側で情報管理しているにもかかわらず、 新たにこれを全国一元化というような措置をとる 必要が本当にあるのだろうか。

となるわけになります。

合、コストについてはどうかといふお話でございま
すが、今回の中間報告では、住民基本台帳を基
礎とした番号制度についての基本的な考え方や、
想定されますネットワークシステムに必要な条件
の概要などについて検討が行われたものでござい
まして、このシステムの詳細につきましては、必
要なコストの問題を含め、今後さらに研究会にお
いて検討がされる予定でございます。

○**富田委員** なぜ必要かという御説明でしたけれ
ども、『開設するにあたっての問題』、高齢者によ
る

ある程度日時が経過した後の慢性病でありますとか、そういうものに対応する手段というのでは、地元の医薬品の流通業者等が壊滅的な打撃を受けない限りは、ある程度短時間、短時日のうちに回復をできますので、備蓄が必要だというのではなく、その直後の一、二日間のものが必要ではないか。現に今、東京や静岡等で、先進的な県で備蓄をされているのも専らそういう種類の備蓄ということになりますから、こういうところにポイントを置いて、これから各県で備蓄体制をどうするかということを考えていただきたいというふうに思っております。

○富田委員 備蓄の点に関しては、大臣の方からもかなり具体的なお話をいただきましたので、自治省、消防庁が主体的に食糧とか医薬品等、いろいろ縦割りの行政という部分があるのでしょうけれども、総合的にその状況把握等をしていただいている方が本当にいいんじゃないかなというふうに思っております。

最後に、残りあと十分ぐらいですで、住民基本台帳番号制度ということについて、自治省の方にお尋ねしたいと思います。

法学部の小早川先生でござります。この研究会におきましては、住民基本台帳番号制度の概要、それから番号の活用方策、付番の方法、番号制度と住民基本台帳法との関係等について、検討が行われてまいりまして、先般中間報告をいたいただいたところでございます。

○富田委員 今のお説明では余りよくわからないのですけれども、この研究会が八月にできた段階でマスコミ等に何らの発表もされなかつたといふふうに聞いております。なぜこの研究会発足時にマスコミ等に発表されなかつたのか、その点理由があるのではあれば教えていただきたいと思います。

○吉田(弘)政府委員 研究会は昨年の八月に発足をしたわけでございますが、その時点で私どもの方から積極的な記者発表をしているわけではございませんが、一部新聞には報道をされているところでございます。私どもいたしましては、この研究会で研究をしていただきまして一定の成果上がった、その結論が今回中間報告でまとまつた

また、新たに全国一元化するということにならない
ますと、統一のセンターも必要になるということ
だと思うのですけれども、そのセンターを設置す
るコスト面等についてこの研究会で何らかの検討
がされてきたのか、そのあたりが明らかになつて
おりません。もしわかるのであれば教えていただき
きたいと思います。

○吉田(弘)政府委員 現在の市町村の住民基本台
帳の電算化の状況は、今先生から御指摘があつた
とおりでございまして、三千二百五十八市町村の
のうち、八九・四%の団体が電算化をしておりま
すし、人口割合にすれば九八・一%というふうな
ことでござります。

急速にこの電算化が進んでいるわけでございま
すが、中間報告でも述べてありますように、マル
チメディアへの対応等、これから行政の高度情
報化により住民がより高度な行政サービスを受け
ることができるようしていくことを念頭に置い
た場合に、市町村の区域を超えて個人を的確、効
率的に識別できる必要性が高まつてきているとい
うことになります。

このような要請に対応するためには、住民に開

口統計等の作成が可能になるとか、災害時のバックアップ機能がある、これは本当にそのとおりだと思うのですね。これはこういう意味では確かにそういう必要性が出てきていると思うのですけれども、中間報告は、それに続いてこういうふうに言っているのですね。住民基本台帳番号を活用してさまざまな行政サービスの効率化、高度化、広域化を行うことが可能である、また、行政の高度情報化施策の導入の基盤となる、さらに、番号カード自体はさまざまな分野で活用することができるというふうに報告しているのですが、これは具体的にどんなことを想定しているのかちょっとわかりにくいのですけれども、これはおわかりになりますか。

○吉田(弘)政府委員 今後の活用の問題でございまますが、この研究会の中間報告でも述べてありますように、住民基本台帳番号を活用することによって、つまり一つの市町村の区域を超えて個人を識別することが可能になるということです。そこからさまざまな行政サービスの効率化、あるいは高度化、広域化ということが可能になら

今月の一日に住民基本台帳をもとに国民に番号をつける住民基本台帳番号制度、一九九八年度をめどに導入するという方針を自治省の方が発表されたようであります。これは行政局長の私的諮問機関であります住民記録システムのネットワークの構築等に関する研究会が一日付で中間報告書を提出

ところとして、これを積極的に記者発表をいたしました。○富田委員 この研究会の中間報告の要旨というのを自治省の方からいただいたのですけれども、何点か気になるところがありますので、ちょっとお尋ねいたします。

する記録を正確かつ統一的に行うために設けられた住民基本台帳をもととした統一的な番号制度を設けることを検討する必要があると考えているわけでございます。ただ、これはさつきも申しまして、たとえに中間報告というものでござりますので、これからさまざまの問題を検討していくという

具体的には、各種の手続きの簡素化、あるいは住民が現在しなければならない各種の住所移転とか現況等の報告の簡略化によりまして、その住民負担の軽減が図られるということのほか、広域的なものと考へておるわけでござります。

が禁止されない外国人の範囲、すなはち「我が國に在留する外国人のうちでも永住者等であつてその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な關係を持つに至つたと認められるもの」というのをどのようにとらえていくかといったような考査をするやう、この問題は、我が國の地方自治のあり方と、あるいは国と地方公共団体の関係をどのように考えるのかといった基本的な事柄をも内蔵しておるわけでございますので、こういった問題をさまざまな角度から幅広く検討をされるべき課題であると考えるわけでございます。国会初め各党におかれましても十分な御論議を私は賜りたいと申上げでございます。

結論いたしまして、最高裁の判決でありますので十分尊重をしなければならないと考えております。

○冬柴委員 終わります。ありがとうございます。

○川崎委員長 上田勇君。

○上田(勇)委員 新進党的上田勇でございます。
どうかよろしくお願ひいたします。

最初に、今冬柴委員の方からも質問がありましたが、定住外国人の地方参政権の問題についてでありますけれども、今の大臣の御答弁の中でもありましたように、いわばその定住外国人の地方行政権、これを付与するか否かというの、地方自治法あるいは公職選挙法の立法政策の問題といふことになつてくると思うんですけれども、この問題について地方議会でもいろいろいろ検討がされてきて、前向きな検討も行われているわけでございます。

私の地元の神奈川県においても、県とそれから県内三十七ある市町村、これで三十八自治体あるわけですが、その中で県を初めていたしまして、十七の議会で趣旨賛成あるいはその趣旨賛成を議決、中でも十五の議会では中央政府に対し意旨書の採択が行われております。この十七の議会の中には、県はもちろんのこと、横浜市、川崎市など多くの主要都市が含まれているわけであります。が、このようにいわば当事者でもある地方議会がこのような前向きな姿勢が示されているわけでござ

ざいますし、地方自治という観点からも、やはりこの地方議会における意思が最大限に尊重されることは重要だというふうに考えます。

こうした地方自治法あるいは公職選挙法の改正の問題について、いずれも自治省の所管の法律であります。その改正について今後どのような検討を行っていくのか、この地方議会の意思を尊重するという観点も含めて御見解をお伺いしたいと思います。

○野中國務大臣 今、冬柴委員にもお答えをいたしましたように、「我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であつてその居住する区域の地方政府と公共団体と特段に緊密な関係を持つに至つたと認められるもの」に限定をした判決が述べられておるわけでございます。

どの範囲の外国人の方々をその対象とするべきなのかという基本的な問題のほか、対象となる外国人も選舉管理委員会がどのように把握し、選舉人名簿への登録をどのように行うのかといったところにさまである議論を重ねていく問題でございま

一概に私から申し上げるべき問題でありませんけれども、私どもは、そういう最高裁の判断を受け、かつ、委員御指摘のように、関係の都道府県、市町村議会から多くの請願が行われておるという現実をも直視しながら、最高裁判決を尊重する立場をとつてまいりたいと考えておる次第であります。

○上田(勇)委員 この問題については、ただいま申し上げましたように、いわば当事者でもある地

方議会における意思がそういう形で、すべての議論ではありますけれども、前向きな対応がされなければならない。そこで、自衛省としてもぜひとも前向きな御検討をお願いしたいというふうに考えておるところであります。

次に、昨日も予算委員会の方で証人喚問等が行われましたが、東京都の東京協和信用組合、安全信用組合、二つの信用組合の問題について御質問をさせていただきます。

卷之三

卷之三

報道によりますと、東京都議会における質疑の中で大蔵省から都の方に示されたペーパーが公にされまして、このペーパーは都の答弁によります。ただ、東京都が公益上の必要性からどのようなべき立場でござりますので、これについてコメントを申し上げるべき立場にないわけでございます。

と、大蔵省よりもうた文書であつて、対応策の発表に当たつてこの趣旨に沿つた文書を作成する。ようつていう意向であるといふうに考えたといふ。対応をされるか、これを受けた議会が地方自治の本旨に沿つて議会としての御意思を決定されることは、当然のことである。まして、議会としての御意思は、これは必ずしも議會の意であるべきである。

○上田(勇)委員 今東京都の議会の意思是は最大限の御意見はそのままあつとも受けとめるべきでござります。東京共同銀行の設立を含む救済スキームを描いて東京都に押しつけたと思われるような発言とも形で述べておるわけありまうか。大蔵省からこの東京共同銀行の設立を含む救済スキームを描いて東京都に押しつけたと思われるような発言とも形で述べておるわけござります。

受けとめられます。私は、この東京都議会における質疑を聞く中で、これは明らかに地方自治に対して少し行き過ぎた介入なのではないかというふうに考えますが、一般論としてこうした地方政府における決定についていろいろな憲法等がコメント

うな受けとめ方をいたしました。また、都が三百億円の低利融資、これを予算から削除した段階におきましても、新しい知事が誕生されることははあると思うのですけれども、とりわけ現状のようすに都知事が勇退されて新しい都知事の選挙が行われるという状況の中で、この

あります。都民の代表である都議会において、決定されたことに対し、こうした介入というのをやめようか、これをすることは、他方自らといふ形にもとられかねないと思われますけれども、その辺についてお考えがあればお伺いしたいと思います。

○野中國務大臣 委員が具体的に何を指しておられるのかわかりませんけれども、少なくとも開港場をめぐる問題でござつて、これがどうなつたるか、その點でござつて、お尋ねになつたのである。

また東京都知事は来月改選される。そういう状況の中でも、主要閣僚があたかもこういう知事が誕生してほしい、期待するというようなことも

とれるような発言というのは、これはもういわば都民の選択への干渉と言われてもいたし方のない面もあるのではないかと思ひます。

私は、地方分権ということを推進していくためには、国が地方の意思決定を十分尊重して、介入してはならないというふうなつもりはやまつておりますけれども、私ども政党人として政党活動の一環として行うことについては、これほど容赦なく

○上田(高)委員 慎んでいかなければいけないというふうに考えますけれども、地方自治を担当され、また地方分権のべきであると考えております。

○野中國務大臣 今回の二信用組合の救済問題に
伺いたいと思います。
現在、景気の低迷による税収不足あるいは住民
問題についてお伺いたいと思います。

関しましては、私ども自治省といたしまして東京都から具体的な御相談にあづかった経過はないわ

いは、ガット・ウルグアイ・ラウンドの対策などそのための歳出が増大しておりまして、その地方財政における不足分が結局は地方債で賄われる。また、地方交付税、手当てされる場合でも、特別会計の借入金、結局は借金で賄われているのが現状であります。

平成七年度末の借入金残高、これが百十五兆円、これも、数字でも、震災復興費などを含む平成七年度の補正予算の編成、これはもう必至であるというふうにだれもが考えていることでありますので、この額はさらにかなり増大するというふうに考えざるを得ないと思います。私は、こうした現状の地方財政、極めて危険な状況にあるというふうに考えておりますけれども、政府としての認識をお伺いしたいと思います。

○野中國務大臣 御指摘のように、地方財政は、経済対策のための多額の公共事業や地方単独事業を追加したことによりまして、地方債を増発いたしました。一方、住民税、所得税の減税を前政権から先行されてきたわけでございますので、この減収額やあるいは財源不足額を補てんするためには多額の地方債の発行や交付税特別会計におきまづ借り入れをも行つてきましたところでございまして、委員御指摘のように、平成七年度の末では百十六兆円を超える多額の借入残高を抱える見込みでありますし、一方、今回の阪神・淡路大震災の復旧、復興あるいは救援等を考えますときには、多額の財政需要もまた想定をされるわけでござります。

さらに、公共投資基本計画等の考え方によれば、住民に身近な社会資本の整備やウルグアイ・ラウンド農業合意に伴います国内対策、あるいは地域福祉の充実、自主的な活力のある地域づくり等、現在地方を取り巻く重要な政策課題というのは山積をしており、地方団体の担うべき役割は、財政需要はますます厳しくなりますけれども、これを克服してやつていかなくてはならない課題が山積をしておるわけでございます。

地方団体がこのような役割を十分果たしつける

入金の償還を含め円滑な行政運営を行つていけますとともに、この問題につきましては、国の行政改革はもちろんのこと、地方もまた大胆な行政改革を行う一方、私どももその地方の役割が十分果たせますように、借入金の償還を含め、円滑な行政運営を行つていくため、今後とも毎年度の地方財政計画の策定を通じまして必要な税財源の充実、確保を図りまして、地方団体の健全な財政運営の確保にさらに努めてまいりたいと考えております。

○上田(勇)委員 今の大臣の御答弁で、地方財政に対する配意はしていくというような趣旨は十分理解しますが、公共事業、これにはウルグアイ・ラウンド対策の農業関係の公共事業、これがかなり増額されているし、その他の公共事業も増額されているわけでございますが、こうした公共事業を実施いたしますと、国費を除く地方負担分の五%は地方交付税の単位費用でカバーされるもの、残り九五%は臨時公共事業費などの地方債で充当されるというような制度になっているというふうに聞いております。

これは、結局は地方の借金として、公債費でありますので残るわけでありますが、地方財政を圧迫しないようにどのような対策を講じていくのか。先ほど地方財政に対してさまざまな対策を講じていくというような発言でありましたけれども、具体的にこの地方財政、こうした公共事業の実施に伴う地方財政が圧迫されないようになるべく対策を講じていくのか、お伺いしたいと思います。

○遠藤政府委員 お答えを申し上げます。

御指摘のように、現下の国・地方を通じます非常に厳しい財政の状況の中で、公共事業の執行につきましても、その大部分を地方債に頼っているところでございます。したがつて今後は、先ほど大臣が御答弁申し上げましたように、やはり税、交付税等の一般財源を充実をして、これまでの公共事業の実施と同様な財政運営の態度をとつていい

目標になつてくると思います。

それから、御質問にありましたように、現在、発行をいたしました財源対策債等の元利償還を具體的にどのように措置していくのかということでおあります。これらの元利償還費につきましては、大臣も御答弁ありましたように、毎年度の地方財政計画に公債費としてきちっと計上をいたしまして、この元利償還が可能になる財源対策といふものを地方財政計画全体の中でもバランスをとつて確保していく。その財源を確保していくということで地方団体の財政運営に支障のないようにしていただきたいというふうに思つておるところであります。今後の税あるいは地方交付税がそれにたえらるかどうかということが基本的には問題になつてくると思います。

私どももそういう面での一般財源の確保といふものに努めてまいりますが、その場合には、やはり地方交付税法の六条の三というような規定もござりますので、そういうたのもも頭に置きながら、これから的地方財政計画の策定、地方財政に支障がないように努力をしていきたいというようになります。

○遠藤政府委員 ただいま先生御質問になったとおりだらうと思います。

○上田(勇)委員 今、地方財政計画の中で位置づけるということであります。公債費の償還について、これは償還が開始される段階で地方交付税において措置されるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○遠藤政府委員 地方交付税の基準財政需要額の中に算入をしていくということございます。

○上田(勇)委員 交付税で対応するということだと思いますが、このことについて一点お伺いしたいと思いますが、このことについて一点お伺いしたいと思いますが、つまり、こうした公共事業を実施する場合の事業費は、ほとんど国の補助金と地方交付税で手当てるということでありますので、それは地方財政の面から見れば大変地方財政に対する配意が行われて結構なことであつても、その大部分を地方債に頼っているところでございます。したがつて今後は、先ほど

お答えを申し上げます。

御指摘のように、現下の国・地方を通じます非常に厳しい財政の状況の中で、公共事業の執行につきましても、その大部分を地方債に頼っているところでございます。したがつて今後は、先ほど大臣が御答弁申し上げましたように、やはり税、交付税等の一般財源を充実をして、これまでの公共事業の実施と同様な財政運営の態度をとつていい

な形はあるにせよ事業費も面倒を見るということであると、地方の立場からは効率的に事業を実施しようとするとか、そういうインセンティブが働くのではないか、あるいは、どうしても過大な投資をいたしまして、この元利償還費につきましては、大臣も御答弁ありましたように、毎年度の地方財政計画に公債費としてきちっと計上をいたしまして、この元利償還が可能になる財源対策といふものを地方財政計画全体の中でもバランスをとつて確保していく。その財源を確保していくことによって、この元利償還が可能になる財源対策といふもので効率性の低い投資を誘発してしまうのではない

かというような気がいたします。

また、地方の各自治体が独自性のある予算編成

な形はあるにせよ事業費も面倒を見るということ

です。

そこで、この元利償還が可能になる財源対策といふもので効率性の低い投資を誘発してしまうのではないか、あるいは、どうしても過大な投資をいたしまして、この元利償還費につきましては、大臣も御答弁ありましたように、毎年度の地方財政計画に公債費としてきちっと計上をいたしまして、この元利償還が可能になる財源対策といふものを地方財政計画全体の中でもバランスをとつて確保していく。その財源を確保していくことによって、この元利償還が可能になる財源対策といふもので効率性の低い投資を誘発してしまうのではない

かというような気がいたします。

それからまた、さらに広い意味の水際対策でございますが、外國の捜査機関との協力の問題もござります。けん銃の重要な製造国あるいはそれなりに送り出している仕出し国との間でより緊密な共通の関係をつくるべくいろいろな会議を持つ、あるいは個別のバイの会議を持つといふようなことをやっておるわけでござります。

それから第三に、ナン流対策に対する国民の理解度

解と協力を得るということで、けん銃の抑止のための広報、啓発活動を引き続き展開しておるところなことでございます。

役割を明確にしていくことが大切であるとして
うに考えます。この点についての御見解と、それ
からあわせて、それぞれ国それから地方の役割は
どうあるべきか、この点についてもあわせ御所見
をお願いしたいと思います。

四庫全書

○川崎委員長 午後二時五十七分開議

質疑を続行いたします。上田勇君。
○上田(勇)委員 それでは午前中に引き続きまして、どうかよろしくお願ひいたします。

後半においては、地方分権のあり方にについて何点かにわたって質問をさせていただきたいと思います。先ほど本会議で、政府からは地方分権推進法案、そしてまた、新進党からは地方分権の推進に関する法律案、両案が提出されていますようすに、地方分権、この問題は緊急かつ重要な課題であるということはもう明らかでありますので、「」の点につきまして、何点か御質問させていただきたいと思います。

私は、まず地方分権を推進するに当たりまして必要なことというのは、国と地方の役割をはっきりさせていく、明確にさせていくことが先決であるというふうに思います。昨年十二月に閣議決定されました地方分権の推進に関する大綱方針、大綱では、この点については言及はされているものの、表現があいまいというような感じが

まず、先ほど本会議での答弁の中でも、この辺りまだまだこれから詰めていくというような感じを受けたところであります。

その分権を進めていくに当たっては、やはり国が本来果たすべき役割、これは極めて限定的で最も小限であるべきだというふうに私は考えることでありますけれども、とにかくまずは国と地方の役割を明確にしていくことが先決であるというふうに考えます。この点についての御見解と、それからあわせて、それぞれ国それから地方の役割はどうあるべきか、この点についてもあわせ御所感をお願いしたいと思います。

○野中國務大臣 先ほど本会議におきまして、地方分権の推進法案が審議を開始をいたしましたこと、まさにこれに感概深いものがあるわけでござります。

今委員からも御指摘がございましたように、国と地方公共団体の役割につきましては、国は国際社会における国家としての存立にかかるる事務等、国が本来果たすべき役割を重点的に担い、地方公共団体は地域における行政の自立的かつ総合的な実施の役割を広く担っていくこと、その方向で役割分担を明確にしていくことが重要な課題であると考えておるところでございます。

地方分権に当たりましては、今お話をございましたけれども、国と地方公共団体の役割を見直し、地方公共団体の自主性、自立性を高めて、住民に身近な行政は住民に身近な地方公共団体において処理することを基本として進めることができると考えられるわけございまして、このようないうな視点に立って地方分権を進めてまいる所存でございます。

地方分権を推進しますことは現内閣におきます行政改革の重要な課題の大きな柱でござりますので、二十一世紀に向けた、次代にふさわしい国と地方の関係を確立するためには、私もまた具体的な成果を挙げるべく、閣僚の一人として取り組んでまいりたいと存ずる次第であります。

○上田(男)委員　國と地方の役割、これについてありますけれども、昨年十一月の地方制度調査会の答申の中ではより具体的な形で、これでもだらうとわかりにくい面もあると思うのですが、大綱よりはもっと具体的な形で示されているわけですが、その國と地方の役割のあり方、この十一月の地方制度調査会の答申で示されている考え方と共通のものであるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○野中國務大臣　私としては、第一二十四次地制調で示されました國の役割というものについて同じで、ような認識を持っておるものでござりますけれども、このたび提案をされました法案に基づきます推進委員会がそれぞれ推進の方向で決めていたたゞ分野の問題でございますので、今、個別具体的に申し上げることは御遠慮を申し上げたいと思うわけでござります。

○上田(男)委員　この十一月の答申でも個別具体的に言及しているわけではなくて、考え方の基本、そういうことが示されているわけでありますけれども、その点についても、いわゆる考え方の基本というのでしょうか、その辺も、やはりこれは新しく設置される委員会にゆだねるという考え方というふうに理解してよろしいのでしょうか。

○野中國務大臣　基本的には、先ほども申し上げましたように、いわゆる國が本来抱すべき國家の存立にかかる事務は國が役割を果たしていくべきであるという認識に立って申し上げたわけでありまして、したがいまして、例えは外交とか防衛とかとか、あるいは國民の均一性を求める年金とか保険とか、こういう分野は私は當然國に帰属するものであろうと思っておるわけでござります。

○上田(男)委員　もちろん、先ほど提案された画案、これから委員会を設置して分権のあり方を検討していく、分権の方針を検討していくということではありますので、詳細といいますか、分権の推進方にについてはその委員会の中で議論されていくことであると思いますが、やはりこれは、あわせまして国会の場、当委員会においても、國の役割、ある

るいは地方の役割、これはやはりお互いに明確にしていかなければ、地方分権といつても結局はかけ声だけになって、明確な具体的な成果が上がらないというような懸念があります。

この点、もちろんその委員会、これから人選されるということで、それなりの見識、経験のある方が委員会に所属されることになるとは思うのですが、この辺は全部その委員会任せということではなくて、やはり国会の場においても、また政府の側においても、これはより具体的な御検討をぜひお願いしたいというふうに考えます。

さらに、あえて申し上げれば、地方制度調査会の答申に書かれているもののはかにも、例えば一月の阪神・淡路大震災のような、そういうた救援、対応などといった、いわば単独の自治体では対応がままならない、そうした国家的な危機、こういったこともやはり国の役割として加わる部分があるのかとは思いますが、基本的には私も、地方制度調査会答申の考え方、これに賛同しているところでありますので、どうかこの辺、いろいろな考え方をまとめたがゆえに多少表現があいまくなっている面もあると思うのですが、やはりこれはまずそれぞれの役割を明確化していくことが重要だというふうに考えておりますので、どうかその点、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、分権を進めていく。先ほどの本会議の議論の中でも、都道府県のあり方、それから市町村のあり方という形が出たのですが、まずは、今中央政府にいわば過度に集中している行政権限、これを都道府県にいかに移譲していくかということが、まず一つ重要な課題になってくると思います。

しかし一方では、今日の私たちの生活空間あるいは経済活動の範囲、こうしたものが現在の都道府県の範囲を超えるような広がりを見せていく。都道府県単独では対応できないような問題もたくさんあるのも事実であります。

例えば、私の地元の神奈川県のような首都圏の

東京隣接県では、毎日東京へ通勤通学する人がたくさんいる。こうした状況の中では、やはり産業政策であるとか住宅政策、交通政策など、県単独では対応できない、もっと広域的な考え方が必要な事柄というのもたくさんあるわけあります。こうした事情というのは、神奈川だけじゃなくて、東京に隣接するほかの埼玉や千葉でも同じような傾向があるというふうに考えられます。

したがいまして、こうした首都圏のような、地域によりましては、現在の都道府県よりも広域な、もっと広域な行政の範囲が必要であるというようなこともこれまで議論が行われております。じゃ、現在の都道府県の範囲を超えるとすべて今までは中央政府が担当しなければいけないのかと、これもまた地方分権の議論からすれば逆行することであると思いますが、そうなると、これからいろいろな各方面の方々から、こうした問題に対応するためには例えば道州制の提案とか、そういうことが行われておりますし、これまでの当委員会の議事の経過を見てもそのことが取り上げられたこともあるかとは思います。

また、例えばこれは大分県の平松知事などは、国の出先機関を束ねた九州府というような構想もありますし、中には連邦制みたいなことを提唱される方もおられます。

このようないわば都道府県の範囲を超えるような行政体の必要性についてはどのように考えられているのか、御見解をお伺いしたいと思いま

○野中國務大臣 今日、行政に対する多様な二方というのも求められる観点の一つであろうと私も認識をしておるわけでございます。ただ、現在地方自治法におきましては、御承知のように、一つの地方公共団体の区域を超えたままで、広域行政需要に対応するための制度といしまして協議会や一部事務組合等が規定をされており

ます。また、御指摘の都道府県の区域を超えた行政需要におきましてもこのような制度の活用がされておるところでございます。

また、近年多様化しておる広域行政需要に対応するのに、昨年六月の地方自治法の一部改正に伴って、広域行政を担う新しい特別地方公共団体として広域連合制度を創設されたところであります。

この制度は、広域計画の策定によりまして構成団体の調整を行うことができるものとなっておりまして、また国から権限の移譲に対応することもできることとなつておることなど、従来の広域行政に関する制度をより充実強化するものとなつておるのは御承知のとおりであります。自治省といつしましても、今後都道府県においてこの制度を積極的に活用することによって、御指摘のようないわば都道府県の区域を超える広域行政需要にも適切に対応していくかないと考えておるところでございます。

なお、先般地方分権に対して答申をいたしました第二十四次地方制度調査会並びに行政改革審議会の分権部会におかれましても、一応、分権の受け皿を都道府県あるいは市町村の二層制として受け皿をされたわけでございますので、当面、先ほど申し上げましたような広域連合等を通じてやってまいりたいと考えるわけでございます。

なお、道州制の導入につきましても、議論のあ

るところはよく承知をしておるところでございますけれども、地方自治制度の基本構造にかかる極めて重要な問題でありますし、今後中長期的に十分研究、検討がなされるべき必要があると存じておるところでございます。

○上田(重)委員 私も、この地方分権を進めるに

当たつてはまずは現行の都道府県のシステムの枠内でも、これはもうそのとおりだと思います。あつたんですが、これは道州制というと全く新しい発想でありまして、逆にこういう議論を開始すると、制度論の議論ばかりでなかなか実質的な分

権が進まなくなってしまうんじゃないか。それでは全く意味がないことありますので、これは、まずは現行のシステムの都道府県という、国からだ。しかし、こうした指定都市における事務や権限の分担のあり方を見るときに、例えば、これは

県の枠を超ると、先ほど都道府県間の協議会といたしまして、一方では、じゃ今度は、現行の都道府県として広域連合制度を創設されたところであります。

この制度は、広域計画の策定によりまして構成団体の調整を行うことができるものとなっておりまして、また国から権限の移譲に対応することもできることとなつておることなど、従来の広域行政に関する制度をより充実強化するものとなつておるのは御承知のとおりであります。自治省といつしましても、今後都道府県においてこの制度を積極的に活用することによって、御指摘のようないわば都道府県の枠を超える広域行政需要にも適切に対応していくかないと考えておるところでございます。

なお、先般地方分権に対して答申をいたしました第二十四次地方制度調査会並びに行政改革審議会の分権部会におかれましても、一応、分権の受け皿を都道府県あるいは市町村の二層制として受け皿をされたわけでございますので、当面、先ほど申し上げましたような広域連合等を通じてやってまいりたいと考えるわけでございます。

なお、道州制の導入につきましても、議論のあ

るところはよく承知をしておるところでございま

すけれども、いわゆる今回の衆議院の選挙制度の改正等を考えますときに、ブロック比例制度等が施行をされるわけでございますので、そういうた

めに、この広域連合をもつて國あるいは都道府県の

中間において広域的な行政の対応はなされると私は考えておるわけでございます。

けれども、いわゆる今回の衆議院の選挙制度の改

正等を考えますときに、ブロック比例制度等が

施行をされるわけでございますので、そういうた

めに、この広域連合をもつて國あるいは都道府県の

中間において広域的な行政の対応はなされると私は考えておるわけでございます。

これは、県と指定都市の役割についてもと明確にした上で、現在いろいろな、もちろん地方自

治法で定められているものもあるんですけど、各種

法律ごとに定められているものもたくさんありますけれども、これは県の所管として事業が行われているなど、そ

れぞれの法令でそれなりの考え方があつてそういう事務や権限の分担が決められているものとは思

は、成果が十分上がつてこないんじゃないかとい

う気もしますので、これは次の段階の議論になる

ものというの、今度は中央政府がその権限を

持ちってしまうということでは、この分権の意味

は、実態的にはなかなか行政を担い得るような機能は果たし得ない。そうすると、都道府県の枠を超えるものというの、今度は中央政府がその権限を

持つてしまつてしまうということでは、この分権の意味

は、実態的にはなかなか行政を担い得るような機能は

果たし得ない。そうすると、都道府県の枠を超えるものというの、今度は中央政府がその権限を

持つてしまつてしまうということでは、この分権の意味

れたところでございますし、また、今国会には、自主的な市町村の合併を推進することを目的としたしました市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案について提案をいたしました。現在御審議をお願いしているところでございます。

それぞれどういう方法でこのようなものを活用すべきかというのは、まさに市町村がそれぞれのお立場で自主的に判断をして決めていただくといふことになるわけでございますが、それぞれのいを、もう御承知だとは思いますが、若干具体的に申し上げますと、一部事務組合については、これは複数の市町村を前提として事務の共同処理をするという方式でございます。

それから広域連合の方は、最近広域的な行政需要が多様化してまいっておりますので、それに的確に対応できるような仕組みをつくり、そしてそこには国や県から権限の移譲が直接でできる、そういう仕組みをつくっているものでございます。

それぞれ特質を持っているのとおり、一つの合併については、もう御承知のとおり、一つの地方団体になるというようなことでございます。

時間がですので、これで質問を終わります。ありがとうございます。

○川崎委員長 米田建三君

○米田委員 新進党の米田でございます。在日外国人の参政権問題について、何点かお尋ねをしたいと思います。

この間、在日外国人の地方選挙参政権につきまして、不可思議な最高裁判決が出て、実は私はびっくりしている一人なのです。選挙権を保障した憲法十五条は日本国民だけを対象とし、同条による権利の保障は在日外国人には及ばない。

また、住民による地方自治を定めた憲法九十三条について、そこで住民とは専ら日本国民のことと意味するとして、さらにまた憲法九十三条は、在日外国人に対して地方公共団体における選挙の権利を保障したものとは言えない。そう言ひながら、永住者等には憲法上禁止されていない、こういう中身であったわけであります。つまり、保障していないが禁止もしていない、立法政策にかかる事柄であるというふうに言つてゐるわけですね。大変不自然な判決だという印象を私は受けたわけですが、いずれにせよ、今後真剣な討議が必要になったというふうに理解をしていくところであります。

私は、在日外国人に対する参政権の付与に、たゞえ地方参政権であつても慎重であるべきだという立場から、これから何点かお尋ねをしてまいりたいと思います。

そもそも参政権とは何かということございましょうか。運命共同体としての国家の政治的運命そのものを決定する権能である、私はそういうふうに基本的には考えるわけであります。だから、居住、滞在をしていても、国の政治的な運命に最終責任を持ち得ない外国人に与えられないことは当然だ

質を十分に検討していただきまして、どれが地域の実情においてふさわしいかというのを御検討いただきまして、それに即した選択をしていたただくことが第一であるというふうに考へている次第でございます。

○上田(鶴)委員 時間ですので、これで質問を終ります。ありがとうございました。

○川崎委員長 米田建三君

○米田委員 新進党の米田でございます。在日外国人の参政権問題について、何点かお尋ねをしたいと思います。

この間、在日外国人の地方選挙参政権につきまして、不可思議な最高裁判決が出て、実は大変多い某国憲法、その翻訳したもののがございました。そこで、ちなみに申し上げますと、日本に在住の者の中にも申上げますと、日本に在住の者の中には、みずから母國、祖国に対する祖国愛といふものも当然あるでしょう。

そこで、ちなみに申し上げますと、日本に在住の者の中には、みずから母國、祖国に対する祖国愛といふものも当然あるでしょう。

「公民は國家の法と社会主義的生活規範を守り云々。あるいはまた、「集団主義は社会主義の基礎である」「公民はいつでも革命的情熱を高め、國家の安全のために身を捧げ闘争しなければならない」「祖国保衛は公民の最大の義務であり栄誉である」また、「祖国と人民に背反することは、最大の罪悪であり、祖国と人民に背反する者は、法に従つて厳重に処罰する」こういった調子であるわけであります。

これは某国憲法ですね。これは我が國の価値観とは相当な隔たりがあるわけですよ、大臣。そしてまた、この国籍を持つ人々の指導的な立場にあり、かつまた本国政府と密接な関係にある方の著作によりますと、「海外の同胞は本国民族の一部であり、その構成員である」というふうにはつきり上げているのですね。

私は、国籍というものが持つ意味は大変に重いと思うのです。日本に居住をしていても、国籍が違えば、やはり最終的には日本国という共同体の一員とは言いがたい。これは当然であります。今回

の何を言いたいのかはつきりしないような最高裁判決ですら認めているわけであります。選挙権は国民に保障されている、こういう大原則は国家の何を言いたいのかはつきりしないようないふうに命をともにすることを最終的には受容しない、そういう意思表示をしているというふうに解すべきではないでしょうか。

したがって、永住者あるいは長期の定住外国人といえども、生活の場は日本国にあっても母国の国民であることは間違いかないわけでありまし

て、母國の法の支配下、あるいは価値観の影響下にあるわけであります。国籍を固守するからに

あるわけであります。先日の最高裁判所の判決におきましても、主権が日本国民に存するものとする憲法前文及び一条の規定に照らせば、憲法の國民主権の原理における國民とは、日本国民、すなわち、我が國の国籍を有する者を意味するということは明らかになつてゐると思うのですが、仮に立法が日本公務員を選定、罷免することによって、國及び地方の公務員に選定、罷免する権利を保障した憲法十五条一項の規定は、権利の性質上日本国民のみを対象とし、その規定による権利の保障は我が國に在留する外国人には及ばない旨を述べられており、その上で、憲法第八章の地方自治に関する規定の趣旨から、一定の外国人、すなわち、先ほどの御質問にお答えいたしましたように、我が國に在留する外国人のうちでも、永住者等であつてそれを承認をしておるところでございます。

そこで、この国籍を持つ人々の指導的な立場をもつて地方公共団体の長、その議会の議員等に對する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されるものではないと述べられておるところでお答えいたします。

いずれにいたしましても、最高裁判所の判断について私はどちらも尊重をするべき立場にあると存じておるところでございます。

○野中國務大臣 我が國の憲法では、その前文におきまして國民主権の原理を定めております。そしてそのもとで、公務員を選定、罷免すること

は、憲法十五条によりまして國民固有の権利であると定めておるところであります。

先日の最高裁判所の判決におきましても、主権が日本国民に存するものとする憲法前文及び一条

の規定に照らせば、憲法の國民主権の原理における國民とは、日本国民、すなわち、我が國の国籍を有する者を意味するということは明らかになつてゐると思うのですが、仮に立法が日本公務員を選定、罷免する権利を保障した憲法十五条一項の規定は、権利の性質上日本国民のみを対象とし、その規定による権利の保障は我が國に在留する外国人には及ばない旨を述べられており、その上で、憲法第八章の地方自治に関する規定の趣旨から、一定の外国人、すなわち、先ほどの御質問にお答えいたしましたように、我が國に在留する外国人のうちでも、永住者等であつてそれを承認をしておるところでございます。

やつたら、今度はまた差別だという大騒ぎがいろいろなところから起きてるでしょう。仮にの話で恐縮なのですが、こういう在日外国人の参政権を付与することを認める法律をつくると仮定したら、ある一定の要件を満たす在日外国人一律に認めることになるのでしょうかね。それとも、一人一人チェックして区別するのですか。

○野中國務大臣 先ほども申し上げましたけれども、地方選挙における選挙権を付与することは憲法上禁止されているものではないというのが最高裁判の今日の判決の結果でございますので、その措置を講ずるか否かというのは専ら立法政策にかかる事柄であると申し述べられておると思うのでございます。

立法政策にかかる問題としては、国会及びそれぞれ各党におかれまして十分御論議をいただきたいと考えるわけでございますけれども、仮に一定の範囲内の外国人に地方選挙における選挙権を付与するとした場合におきましては、国籍や信条によりその取り扱いを異にすることは大変難しいのではないかと考えます。

○米田委員 一人の外国人を区別する、あるいは差別するようなことは難しいというお答えでした。当然だらうと思います。もし仮に立法化するとしたら、一律に与えることになると思うのです。その後の質問でまたお尋ねをしてまいります。

次の質問に移りますが、地方の参政権ならばよろうというの、在日外国人に対しても参政権を与えるべしという皆さんの主張の基軸になつてゐる部分の一つでございます。

私は、これは実は甚だ疑問を感じているわけでありますて、国家と地方というものが完全に分離された存在なのだろうか。地方自治といえども國家組織の中での統治であつて、現に我々地方行政委員会がいつも地方のあり方をしようと議論しているように、この地方政治のあり方の根幹は実は国政の場で決定されたものなのですね。こういふうに考えていくと同時に、さうに具体的に

見ましても、地方には国の機関委任事務もあるわけでございますし、また、予算も国家の予算と深く連動をしているわけあります。

国と地方の政治が別であるなんということは、私はこれは単なる言葉の遊びであって、そんなことは実際にはない、国家と地方は分離されたものではない、こういうように考えますが、大

臣はこの国家と地方の関係についてどう思われますか。

○野中國務大臣 国も地方公共団体も、ともに國家の統治機構の一環をなすものであると考えております。国と地方公共団体とは、おののそ責任を担いつつ、相協力して国民の福祉の増進を図つていくことが大切であると私は考えております。

○米田委員 まことに的確な御答弁だと思うのです。当然なのですね。国の政治と地方の政治が別なものだなんてことを言えるわけはないのです。そうしますと、だからこそ、地方の参政権ならば國政参政権とは意味が違うんだからいいだろ、こういう論理は成り立たなくなるのですよ。

もう一つ、参政権の要求者の要求を掲げるための理由の一つとして、税金を納めているんだ、こういうことが挙げられているんですね。しかし私は、これもまたおかしな理由だと思うのです。税の対価としてちゃんと行政サービスが幹にかかる参政権を行政サービスの一種と一緒ににされては困るわけなのです。

それとも何でしょうか、在日の外国人から税金は取つてゐるのに、公共の道路を歩かせないとか、水道の水を飲ませないと、商売させないとか、そんなところが日本にありますよ。ちゃんと公共のインフラも利用していただいているわけだし、立派に商売をされている方もおられるわけです。税の対価としては、行政サービスがほぼ他の日本国民と同等に与えられているわけであります。

私は、我が國は敗戦後の歴史の中で、外交とか

防衛あるいは国際政治の現実に純感になつてゐる部分があるというふうに実は考へてゐる一人であります。まあみんな仲よし、平和だ万歳、これを目指すのは、当然理想として失つてはならない

ことは、私はこれは單なる言葉の遊びであって、そのためには実際にはない、国家と地方は分離されたものではない、こういうように考へますが、大

臣はこの国家と地方の関係についてどう思われますか。

しかし残念ながら、国家や民族の壁は依然としてこの国際社会の中で厚く、米ソの冷戦構造が崩れればこそ、逆に私は、今の世界のいろいろな現象を見る中で、国家や民族の生き残りをかけてのサバイバルというものがかつての時代よりむしろ激しく始まっているのではないかというふうに思ひます。

現実に、友好関係に基本的には、そう言われているはずの国々とも実はいろいろな問題があるわけであります。

例えはどうですか、我が島根県の竹島、これは今韓国に占領されているじゃないですか。警察や海軍も配置されている。居住者がいて、電話も引かれて港湾設備まで整えられている。それなのに、我が国はそれを黙視するしかないという現状です。小さな島かもしませんが、これは紛れもない侵略ですよ。外国に占領されてしまつて、

中国に占領されてしまつて、この国際政治の現実の中で。私は、このままでは日本の外國にその人を送り込んでさまざまな諜報活動をさせた。一方、本人も日本人に成り済まして、日本人の名義の旅券を持って日本からわゆる出入国をした。このよくな事例がござります。

以上でございます。

○米田委員 私は、何もスパイ事件はと聞かなかつたのですが、具体的にスパイ事件というふうにお答えをいたいので話がわかりやすくなりましたが、そういうことがあるのですね。

これからもあり得るでしょう。我が國の、この極東における地政学的位置からいいましても、こ

国益に反し、母國の外交、軍事等における利益を得るために、日本あるいは第三国をターゲットとして、日本国内において不法行為を働いたか、あるいは

いわゆるスパイ活動についてのお尋ねでござります。私は、お答えをいたします。

○杉田政府委員 民は、何もスパイ活動についてのお尋ねでござります。

まずけれども、昭和五十年以降、スパイ活動として摘発をした事実は二十数件ございます。その中で、日本に定住をいたしておりますが、このした事案、具体例を一例だけ申し上げますが、これは昭和六十年に警視庁で摘発をした事案でございます。

これは、ある国の諜報工作員、これが日本にひそかに潜入をいたしまして、長期にわたって日本人に成り済まして我が国に居住をいたしておられます。その間、我が国に定住をいたしておりますが、この人が度々その諜報工作員の本國に密出

て、この人を度々はその諜報工作員の本國に密出

て、この人を度々はその諜報工作員の本國に密出

て、この人を度々はその諜報工作員の本國に密出

て、この人を度々はその諜報工作員の本國に密出

て、この人を度々はその諜報工作員の本國に密出

て、この人を度々はその諜報工作員の本國に密出

て、この人を度々はその諜報工作員の本國に密出

は、四百二十一件の検挙となつております。

○米田委員 警告だけで済ませてしまつたのはどうだ、この数字は候補者等の寄附禁止違反だけの統計ではございません。寄附禁止違反全体の数字でござります。

のぐらいあるのですか

○垣見政府委員 警告の状況につきましては、毎年別の統計はとっておりませんが、重要な選挙ごとに、ついては把握をしておりますので申し上げますと、平成五年の第四十回総選挙におきましては三一件、平成四年の第十六回通常選挙におきましては

は七件、平成三年の第十二回統一地方選挙におきましても、これは百六二三件の審査を経て、いろいろの問題

ましては百六十二件の報告をいたしているところ
でござります。

○米田委員 今の御説明は、選挙の本番のときの数字だと思うのです。

数字の件はちょっとといいのですが、今回の統一地方選の事前運動の取材端折りの報道が新聞紙上

でもだんだん散見されるようになりました。これ

を見ましても、やはりほとんどが~~警官~~で済まさされているのですね。私は、やはり悪質なものについて

ては、たとえ事前であっても断固として摘発、検挙をするという姿勢が必要ではないかと思うので

す。その辺どうぞしょう。

しましては、適時適切な警告によって早期に違反状態を除去するという方針であります。悪質な

違反につきましては、事前であっても積極的に検挙措置を講じていくという考え方で対応していると

の米田義院は衆議院の選舉制度を改め、そして

（参議院の選舉制度も參照）そしてまた連座制の強化という画期的な公選法の改正も

行われ、いよいよきれいな選挙、政治の浄化へと進んでまいらねばならない、そういうときでござ

いますので、どうか当局におかれましても、選考会に於ける違反の事案というものに対しても厳しく対応できる体制をやはりきちんと整えていただきたいと重ねて要望をしておきます。

次に、固定資産税についてちょっとと一点お尋ねをしたいと思います。
固定資産税に関する今回の改正では、地価の下落傾向に対応するために臨時的な課税標準の特例措置を設けることとされているわけでござります。
そこで、平成六年度の評価がえ以降、都市部を中心に固定資産評価額と地価公示価格の逆転現象が顕在化をいたしまして、相当な見直し請求があつたというふうに聞いていますのであります。
が、大体どの程度あつたのか数字をお示しをいただきたいと思います。
○佐野(衛)政府委員 平成六年度の固定資産の評価の審査の関係での申し出件数でございますけれども、私どもが把握をいたしておりますのは、全国で約二万件弱でございます。
○米田委員 二万件弱というお答えでございまして、たが、やはり大変な数だと思うのです。
そこで、地価の変動というものを的確に評価額に反映させる、そのためには地価調査基準日の設定をより課税時期に近づけていく努力が必要だと考えるわけでござります。平成九年の評価がえ、次の評価がえは平成九年であるわけでありますが、その際には一体どのように対応するおつもりなのか、具体的なお考えがあつたら伺っておきたいと思います。
○佐野(衛)政府委員 平成九年度におきます評価がえでの価格の調査基準日の問題でございますけれども、基本的には、この調査基準日というのは賦課期日により近い方が地価動向を評価額により的確に反映できるというように考えております。
また、平成六年度の評価がえの際には地価調査基準日というものが平成四年の七月一日でございましたけれども、この七月一日から平成五年一月一日までの間の地価の下落を反映させるための措置をとつたところでございまして、平成六年度の評価がえにおきましても、地価下落地域につきましては実質的には賦課期日の一年前とされたという経緯がございます。

こういったことを勘案いたしますとともに、基町村における評価がえ作業に要する期間も考慮たしまして、従来は評価がえ年度の賦課期日の年半前、例えば平成六年度の場合には、賦課期日は平成六年の一月一日でございましたので、基日というものは四年の七月一日でございましたけれども、平成九年度の評価がえにおきましては、調査基準日を一年前の平成八年一月一日に変したいと考えております。全国の市町村では、こういう方針のもとで既に評価がえの作業にも入っておりますところでござります。

○米田委員　これまでの各議員の御質問とも重複をしてまいる部分もあるわけありますが、私自身も再三お尋ねしているテーマでございますが、地方の財政自主権の確立について、再度、大臣お考えを伺っておきたいと思うわけであります。

地方分権の拡充を語るときに忘れてはならないのは、それぞれの地方が地域の実情や、あるいは本当に必要としているニーズに合った個性ある展開を目指すこと、そして、それを可能にする制度を確立することであるというふうに思うのですね。そのために、国と地方の役割分担に応じた資源配分の見直しを行うと同時に、その地方税源拡充強化を図らなければならない。これはよく言われているところであります。

しかし同時に、大切なのは、拡充強化だけでなく、中央の租税統制の大幅な緩和、地方の大変な自主権、自由裁量権を認めて、地方の特性合った施策の展開を容易ならしめる、このことやはり不可欠だと私は思つてございます。

今回いろいろな事業の補助を中心に行うと、う御説明がされていて、このプランが本当に個々の自治体が必要としているのかどうか、私はこれは疑いだと思うのですよ。このプランが本当に個々の中ではやめられないわけですね。

私はこの間、ある新聞のコラムに寄稿され

済人の一文が目にとまつたわけでございますが、規制緩和が叫ばれる今日、自治体間でも自由競争が必要であるという実は趣旨でございました。実際に実現が可能かどうか、これはいろいろな課題が当然あるでしょうけれども、例えば、過疎に悩む自治体が企業を誘致したければ、固定資産税初め一定の税に限定して百年間免除をするとか、こんな形で大胆な誘致策を図るとか、あるいは観光振興を図りたい自治体があれば、それにふさわしい自主的な税制の導入を各自治体が図るとか、そんなふうに、これからは中央の画一的な統制を極力排除する必要があるという、そんな内容だつたわけであります。

大変参考になつたわけでございますが、我が国との国と地方の歳出総計に占める地方の歳出の割合、これは約三分の一であります。そして、租税の総額に占める地方の税の比率は約三分の一、こういった状態が長く続いているわけでございますが、これは言うまでもなく、住民が受益と負担の関係をなかなかはかり知ることができないという仕組みでもございますし、また、中央政府と地方政府の関係という観点から見ますと、中央から地方へ財政移転を行い、そして、中央が地方に仕事をやらせているといった関係なんですね。地方自治ではないわけであります。

そしてさらに加えて、この地方の財源も国の完璧な統制下にある、こういう形になつてゐるわけでございまして、この地方分権の拡充を考えてまいるときに、私はやはり相続統制の緩和といふのを真剣に考えなければならぬ、避けて通れない課題であるというふうに考えておりますが、大臣の所感を伺います。

○野中國務大臣 委員が御指摘になりましたよう

に、地方分権の推進を図つておられます上で、その推進をやるべき財源の確保、強化というものは大きな柱でありますとともに、もう一つは、やはりこの権限の行使を行う、いわゆる機関委任事務を含めた地方分権の推進を行なうべき人材を得るといふことの三つの柱がなければ分権は推進しないと

西川和也でございます。

そういう意味におきまして、なお委員が御承知

のよう、租税統制を緩和いたしまして地方の課税の自主性を高めていかなくてはならないとおっしゃることには、私も同感でござります。現行の地方税制の制度におきましても、地方団体の課税に関する自主性をある程度は尊重をする立場から、財政上の特別の必要があると認められる場合は、委員御承知のように、法定外普通税を課税をいたしましたり、また、標準税率によらないで超過課税などができるような制度を設けておるわけでござります。

く、人材確保等の施策を可能とならしめておるところでござります。

○米田委員 これで質問を終わる予定だったのですが、意外にスムーズに進みましたので、用意しておった質問をもう一つやりますが、以前話したことがあるから大丈夫ですね。警察に対する質問ですが、いじめの問題です。予定しておらないですか、何とかお答えをいただきたいと思います。

長江、学校教育の場におけるいじめに関する報

道が下火になつておるわけですが、私は、実際には深刻な事態が相当潜在化し、また進行しているのではないかと思うわけでございます。

発展しております現在、異なった地域に住む納税者間の負担の公平感の点から見まして、問題が生じるおそれもあるわけでございます。また、地域間での財政力の格差が拡大するといった事態も危惧をされることでございますので、そこにはやはり一定の制約があることはやむを得ないと思はわけでござります。また、特に流通課税にありますては、税の性格上、一定税率の設定といつた制約があることは私はやむを得ないと考えるわけでございまます。

したがいまして、現行の制度におきましても、相当程度、地方団体の自主性に配慮したものとなつておるわけでござりますけれども、先ほど申し上げましたように、地方分権の推進の流れの中で、より自主的な対応のあり方というのは、今後さらに私どもも運用面を含め、そのあり方について検討し、努力をしていかなくてはならないと思ひます。

事を目にしました。長崎市で開かれた日教組の研修会で、一月三十日に方針が出され、「これまでの「いじめられる子供にも問題がある」との認識は誤りであった」としたという報道を目にし、実は私も、びっくりしたわけであります。なるほど、教育の専門家というものはうがつた見方をしていましたんだな、いわゆる教育的見地というものでしょうか、いじめる子といじめられる子を等距離に見て教育のあり方について頭をひねり、うんちくを傾ける、そういうことだったんだろ？　悪いやつは悪いと単純に考える凡人の一人として悪は実は驚きであったわけであります。

そう見ますと、学校の先生ばかりでなく、マスコミに登場するいわゆる評論家や文化人の先生方も、大体この種の問題が起きると何を言つていいのかさっぱりわからぬ。いじめる子を厳しく叱咤するのか、人によっては何かいじめられる子も悪いみたいに言っている方もそういうえはおら

先ほど御指摘になりました過疎地域におきます
工場誘致等に対する税制等は、現在もその優遇策
が条例によつて行われておりますところでございまし
て、また、先年行いましたふるさと創生事業、今
回の農山漁村ふるさと版等におきましても、こう
いう地方単独事業、あるいは、ふるさと創生事業
等を通じて積極的な工場誘致、産業を興してい

い恐るべき事態だというふうに私は思うわけで」

九二其孚。

そこで、私ははつきり申し上げたいのは、義務教育の場といえどもこれは治外法権じゃないわけとして、治外法権は日本では外国の公館だけですかね、まさか小学校や中学校は治外法権じゃないでしょう。やはり私は、大人がへ理屈を並べ立てている暇があれば、この法治国家において人を痛めつけたり苦しめることは犯罪である、法によつて処断されるんだということを厳しく教えるとともに私はこれは大切な教育だと思うのですよ。P.T.Aだとか親御さんだとかあるいは地域社会など

「 どうか、いわゆる身内の恥意識で隠しているケースが多いという話をよく関係者の方からも聞くのですね。子供は孤立しているのですね、国の中である子供が孤立している。だれも救いの手を伸ばしてくれないという、そんな思いで死を選ぶ子供が多いのではないかと思うわけなんです。

今、いじめられて悩む子供に手を差し伸べたためのいろいろな手立てが各方面で行われていることは承知をしておりますが、現実に親や学校ですら頼りにならない場合があるといふ、こういう二

とを想定した場合に、私は、警察におかれまして
も、もっと子供本人に、警察に対応の窓口がある
ことは承知していますが、それを知らない子供が
たくさんいますよ、その存在を。私は、直接子供

ちの中で犯罪が行われ、そしてそれで苦しんで死を選ぶ子供がいるというこの恐るべき現実に対しても、私はそろそろ警察当局も、そういう違法な事態をやはり排除していくんだという今まで以上の積極的な発想をしていいのではないかというふうに思うわけでございます。

そこで一点伺いますが、愛知県の西尾市の中学生の自殺事件がございました。この捜査の結果はどうなりましたか。また、捜査上の難点はどういうところにあったのか、ちょっと御説明をいただきたいと思います。

○山本(博)政府委員 突然の御質問でございますので、十分御納得のいくお答えができるかどうか、自信がございませんが、愛知県西尾の事件については、亡くなつた少年の遺書が残されておりまして、その遺書の内容から、極めて厳しいじめのあつたことがうかがえるところでございまして。警察といたしまして極めて重大な事案である

本人に知らしめる必要があると思うわけなんですが。今警察がおとりになっているこのいじめに応する施策の、概要で結構ですから、具体的な内容、それをちょっとお尋ねしたいと思います。

○野中國務大臣 先般来、大変深刻ないじめ事件が続発をいたしまして、事件の内容を聞くたびに心の痛む思いでございました。警察といたしましては、交番業務を中心といたしまして相談業務をやっておるわけでございます。さらに、巡回警察官、特に婦人警察官等を通じまして、子供が相談に応じやすい環境づくりというものをそれぞれ都道府県警察において行つておるところでございまが、今後も第一に、今委員が御指摘になりましたように、学校でも親でも相談できない分野を警察もできるだけ窓口を広げて対応をしてまいります。

○米田委員 例えば、いのちの電話というのがたしかありますな。警察には。そんなのはもう、学

○米田委員 これは、聞くところによりますと、子供が本当は一番頼りにすべき親や学校が、何とおっしゃるか、日本的な意識でもいうのでした。たしているところでござります。

第一類第二号 地方行政委員會議録第八号 平成七年三月十日

はない。いじめた子に対してもきちんと、法廷国家ではこういうことは許されませんよということをやはり厳しく教えることが、その子本人にとっても、日本の社会の将来にとっても、私は大事なことだと思います。

以上、質問を終わります。

○川崎委員長 稲田恵二君。

○稲田委員 私は、まず消防力の強化について若干お聞きしたいと思います。

まず、阪神・淡路大震災の際に消防に従事する方々の努力は本当に御苦労さまと私は言いたいと思うのですね。そこで、ついせんだけですが、それらの人々の生の声がテレビ放映されていました。その方々が言っておられたのは、やはりもっと人が、人がたくさんおればもっと助けられたのにということが悲痛な声として出されました。私は、そういうことが本当に今求められていると

いうことを痛切に感じるので、消防力の基準の資料によりますと、現有車両に対する消防職員の充足率は、この間低下しているのじゃない

か。そういう点についてはどうお考えなのかといふことについて、まずお聞きしたいと思うのです。

○瀧政府委員 消防職員の充足率の問題でございますけれども、基本的には、年々車両の増加に伴って、率を計算する場合には若干の低下現象といふのは認められるところでございます。基本的には、消防職員の充足率といふのは車両を基準にすれば、車の増強といふのはそれ自体が消防力の要するにパワーアップでございますから、そういう機械の向上による消防力のアップという問題と、それから職員そのものも一つの消防力といふふうに考えれば当然そちらの方の増強もややざるを得ないし、むしろやるべきだろうと思いまけれども、結局そのところは、どちらを先にするかといふこともそのバランス上の問題とすればあると思うのですね。私どもは、基本的には消防職員が追いつかないから車両を控えるなんということはできませんので、結局そのところはタイムラグがどうしても出てくるということだと思います。

それは理想を申し上げれば、自動車の増強には減少していく、そういう意味での充足率といふのは一時的です。つまり、車両が増加してまいりますと、当然そういう意味での充足率といふのは一時的です。そういう意味で現在の職員の充足率七〇・六%といふのは、経年変化を見れば若干下がっているということは否めないと思います。

○稲田委員 今、年々車両が増加している中でどうお話をございましたけれども、私は冗談では

ないと思うのですね。つまり、今の消防力といふものを、だんだん需要が増すだから当然車両がふえるのは当たり前のですね。それに対しても消防力が低下しているという事実が大事なのであって、私は、三年ごとに調査しているわけですから、特に消防力の基準というのもともと最低限の基準として位置づけているわけですから、需要が増していることによってそれにまた充足率も上げていくという両方の視点からやるのが必要ではないか。どうもそういうお考えに聞こえなかつたのですが、いかがですか。

○瀧政府委員 基本的には、消防職員も交代制勤務等の向上、要するに処遇改善の問題もございまして、それなりに消防職員、絶対数そのものもふやしているような状況でござりますけれども、今までおしゃられましたように、車両の増加という問題とそれに見合う消防職員の増加というものが必ずしも一致していないということは事実だろうと思います。

私どもとしては、やはりそこはポンプのあるのははじこ車の増強といふのはそれ自体が消防力の要するにパワーアップでございますから、そういう機械の向上による消防力のアップという問題と、それから職員そのものも一つの消防力といふふうに考えれば当然そちらの方の増強もややざるを得ないし、むしろやるべきだろうと思いまけれども、結局そのところは、どちらを先にするかといふこともそのバランス上の問題とすればあると思うのですね。私どもは、基本的には消防職員が追いつかないから車両を控えるなんといふことはできませんので、結局そのところはタイムラグがどうしても出てくるということだと思います。

それは理想を申し上げれば、自動車の増強に伴って消防職員の充足を図ればそれにこしたことはないと思うのですが、しかしそれはそう申しても、やはりどちらが先かといえば、消防力の充実といった場合にはポンプ車の方といふことになります。消防ヘリコプターの二時間態勢の問題は、これは実際問題として一般的な地上の消防力とはやや異なるところがあると思うのですね。これは先生言われていると思うのですが、いかがですか。

○瀧政府委員 私、そんな話を聞いていると、今あら、そういう意味での充足率の低下といふのはどうしても避けられなかつたということございまして、私は、三年ごとに調査しているわけですから、特に消防力の基準といふのはもともと最低限の基準として位置づけているわけですから、需要が増していることによってそれにまた充足率も上げいくという両方の視点からやるのが必要ではないか。どうもそういうお考えに聞こえなかつたのですが、いかがですか。

○瀧政府委員 基本的には、消防職員も交代制勤務等の向上、要するに処遇改善の問題もございまして、それなりに消防職員、絶対数そのものもふやしているような状況でござりますけれども、今までおしゃられましたように、車両の増加という問題とそれに見合う消防職員の増加というものが必ずしも一致していないということは事実だろうと思います。

私どもとしては、やはりそこはポンプのあるのははじこ車の増強といふのはそれ自体が消防力の要するにパワーアップでございますから、そういう機械の向上による消防力のアップという問題と、それから職員そのものも一つの消防力といふふうに考えれば当然そちらの方の増強もややざるを得ないし、むしろやるべきだろうと思いまけれども、結局そのところは、どちらを先にするかといふこともそのバランス上の問題とすればあると思うのですね。私どもは、基本的には消防職員が追いつかないから車両を控えるなんといふことはできませんので、結局そのところはタイムラグがどうしても出てくるということだと思います。

それは理想を申し上げれば、自動車の増強に伴って消防職員の充足を図ればそれにこしたことはないと思うのですが、しかしそれはそう申しても、やはりどちらが先かといえば、消防力の充実といった場合にはポンプ車の方といふことになります。消防ヘリコプターの二時間態勢の問題は、これは実際問題として一般的な地上の消防力とはやや異なるところがあると思うのですね。これは先生言われていると思うのですが、いかがですか。

○瀧政府委員 御指摘の消防ヘリコプターの二時間態勢の問題は、これは実際問題として一般的な地上の消防力とはやや異なるところがあると思うのですね。これは先生言われていると思うのですが、いかがですか。

○瀧政府委員 私、そんな話を聞いていると、今あら、そういう意味での充足率の低下といふのはどうしても避けられなかつたということございまして、私は、三年ごとに調査しているわけですから、特に消防力の基準といふのはもともと最低限の基準として位置づけているわけですから、需要が増していることによってそれにまた充足率も上げいくという両方の視点からやるのが必要ではないか。どうもそういうお考えに聞こえなかつたのですが、いかがですか。

○瀧政府委員 基本的には、消防職員も交代制勤務等の向上、要するに処遇改善の問題もございまして、それなりに消防職員、絶対数そのものもふやしているような状況でござりますけれども、今までおしゃられましたように、車両の増加という問題とそれに見合う消防職員の増加というものが必ずしも一致していないということは事実だろうと思います。

私どもとしては、やはりそこはポンプのあるのははじこ車の増強といふのはそれ自体が消防力の要するにパワーアップでございますから、そういう機械の向上による消防力のアップという問題と、それから職員そのものも一つの消防力といふふうに考えれば当然そちらの方の増強もややざるを得ないし、むしろやるべきだろうと思いまけれども、結局そのところは、どちらを先にするかといふこともそのバランス上の問題とすればあると思うのですね。私どもは、基本的には消防職員が追いつかないから車両を控えるなんといふことはできませんので、結局そのところはタイムラグがどうしても出てくるということだと思います。

それは理想を申し上げれば、自動車の増強に伴って消防職員の充足を図ればそれにこしたことはないと思うのですが、しかしそれはそう申しても、やはりどちらが先かといえば、消防力の充実といった場合にはポンプ車の方といふことになります。消防ヘリコプターの二時間態勢の問題は、これは実際問題として一般的な地上の消防力とはやや異なるところがあると思うのですね。これは先生と言われていると思うのですが、いかがですか。

○瀧田委員 今お話をありましたように、十分現場の意見を聞いていただきたいと思うのです。私は、確かに地上の勤務の部分と違つことはわかつておらず、消防ヘリの問題については二十四時間態勢をしく上では乗務員が必要です。た上で私どもとしても方針を出したいというふうに思っております。

○瀧田委員 今お話をありましたように、十分現場の意見を聞いていただきたいと思うのです。私は、確かに地上の勤務の部分と違つことはわかつておらず、消防ヘリの問題については二十四時間態勢をしく上では乗務員が必要です。た上で私どもとしても方針を出したいというふうに思っております。

○瀧田委員 今お話をありましたように、十分現場の意見を聞いていただきたいと思うのです。私は、確かに地上の勤務の部分と違つことはわかつておらず、消防ヘリの問題については二十四時間態勢をしく上では乗務員が必要です。た上で私どもとしても方針を出したいというふうに思っております。

○瀧田委員 今お話をありましたように、十分現場の意見を聞いていただきたいと思うのです。私は、確かに地上の勤務の部分と違つことはわかつておらず、消防ヘリの問題については二十四時間態勢をしく上では乗務員が必要です。た上で私どもとしても方針を出したいというふうに思っております。

が、通常の日勤体制をとっているがゆえに、例えば今回の五時四十六分などの事態の中ではパイロット不在の時間帯だった。それで出動がおくれて三時間半ほど、通路が壊れる、それで出勤がおくれるというようなことがあって、だからこそ、そういうことについて地方自治体としても検討をし始めている。ですから、そういうものに対して、消防庁自身もしっかりと意見を聞いていたので、援助の体制をとつていただきたいと思うのです。

次に、この間私、耐震性貯水槽の問題など何度も聞いてきたのですが、同じく初期消火の問題という観点から言うならば、小型動力ポンプの普及というのが大事だということ、この前私にいただきまして引用させていただきました南関東地域地震防災対策に関する平成四年度の報告書ですね、これによりまして、初期消火の点では可搬式小型動力ポンプというのが必要だというふうに書いています。これは全国で見ると非常にアンバランスですが、私はみずからこの地で考えますと、例えれば今度の地震の場合になかなか自動車が通れないといふふうな事態だったりする。聞きますと、長田区などでは実際にそれで消しているのですね、初期消火で。ですから、私どもが住んでいます京都などでも、非常に道は小さい、路地はあるわで大きなものですから、そういうことについてももう少し全国的なレベルで再考して指導し直す必要があるのではないかと思うのですが、その辺いかがですか。

○鷹政府委員 確かに、今回の震災におきましては、例えば淡路島は基本的に消防団でござりますので初期の立ち上がりが早かった。しかも地域全

方でも、西宮の方はかなり消防団がポンプ車を持っていて立ち上がりが早かったという問題がござります。

そういうようなことからいえば、基本的にはやはり何といっても初期消火ということが、震災の場合でも、これはむしろ震災の場合こそ鉄則でな

が、通常の日勤体制をとっているがゆえに、例えれば今回の五時四十六分などの事態の中ではパイロット不在の時間帯だった。それで出勤がおくれることについて地方自治体としても検討をし始めている。ですから、そういうものに対して、消防庁自身もしっかりと意見を聞いていたので、援助の体制をとつていただきたいと思うのです。

次に、この間私、耐震性貯水槽の問題など何度も聞いてきたのですが、同じく初期消火の問題とい

う、いわばセミプロの集団でなければなかなかこの操作ができないということがございまして、消防団が前提としての小型動力ポンプということがあるわけでございますけれども、私どもとしては、消防団が結局なかなか育たないという地域についてどうするかということが、やはりこれから

は、消防団が結局なかなか育たないという地域に

ついてどうするかということが、やはりこれから

の大きな問題じゃないか。

その一つの方法として、消防団以外の、いわば

町内会単位のようなものがこれに準ずるようなも

のでカバーできるのかどうかということも含め

て、要するに消防団がなかつたら今までの小型動

力ポンプはなかなかそうはいったって扱えないよ

う問題もあるのですから、そのところをどうやつてカバーしていくかということを中心にして大至急検討しなければいかぬと思っておりま

す。

○鷹田委員 これは至急検討をしていただき、現

実のものとしていただきたいと思うのです。

私はただ、言っていますのは、初期消火の点で極めて重要な役割を果たすという点で、いよいよこの冊子にも書いているのですが、D型とい

うのは女性でも扱えるということをわざわざ書い

ているのですね。そういう意味でいいますと、消

防団があるところでもそういうふうに配置されていない地域も結構ござりますし、その辺はよく考

えて御指導願いたいと思います。

次に進みます。

○鷹田委員 地方税法の一部を改正する法律案では、不動産取得税などで関西文化学術研究都市関連の特例を設けています。それと関連して、きょうは関西学研都市問題について若干お聞きしたいと思いま

す。

国土庁は昨年九月、関西文化学術研究都市の次

の整備目標などを検討するとしてセカンド・ス

テージ・プラン推進委員会を設置しています。報

道によりますと、関西学研都市建設推進室の室長は、「第一段階は一〇〇%とは言えないが、まずまず順調。学研都市づくりは、長期的な将来像の

ほか、段階的に当面の目標をつくり、時代にマッ

チさせながら進めていくのが理念。関係者の意見

を十分聞きながら、第二段階の目標を考えたい」と語っています。

まず、それでは、いつごろまでにこういう問題

に第一ステージの結論を出すのか、何を検討する

のかということについて明確にしていただきたい

と思います。

○山村説明員 関西文化学術研究都市セカンド・

ステージ・プラン推進調査についてお答えいたし

ます。

セカンド・ステージ・プラン推進調査は、昭和

六十二年の本都市の建設促進法の制定以来、都市

建設の初期段階が達成されつあると認識いたし

まして、この間の社会経済等の諸情勢の変化も踏

まえまして今後の新たな都市づくりの推進方策を

調査検討しようとするものでございます。

この調査は、平成六年度、平成七年度二年間で

実施する予定にしております。調査内容いたし

ましては、本都市の学術研究、産業創出機能、さ

らには文化機能、さらには都市づくりのあり方、

こういったことについて検討を進めていきたいと

考えております。

○鷹田委員 いわゆる三分野ですね。それで、今

お話をあつた昭和六十二年の関西文化学術研究都

市建設促進法、それによれば、内閣総理大臣が基

本方針を決める、さらに、関係府県知事は建設計

画を作成し総理の承認を得る、こうなつてているの

ですね。そういう構図で、極めて首相の権限が大き

いといふふうなことになつてているわけです。そ

れはまた第三条、第五条にあるわけなんです。そ

れはされているのです。しかし、今言いましたよ

うに、決定権限は総理大臣に属している。そし

て、今お話ししたように、関係知事はこの基本方

針に基づいて建設計画を作成し、市町村に意見を

になるのですか。

○山村説明員 いろいろな御意見もあるわけです

が、先ほど申し上げましたセカンド・ステージ・

プラン推進委員会、この場におきまして、地元の意見もいろいろ取り入れる必要がある、それから学識経験者の意見もいろいろ取り入れる必要があるということで、特に地元の方々の意見もたくさん取り入れようということで、委員のメンバーには地元の府県の副知事の方にも入っていただきまして、地元の意見を反映してセカンンド・ステージ・プランをまとめていきたい、そういうぐあいに考えております。よろしくお願ひします。

○穀田委員 どうも余り確としたあれがないですね、そういうことを検討するのかという四つの点を言つたのですけれども。

過と検討課題について尋ねたかというと、実は関西文化学術研究都市という建設の名前で何が行われているか、そしてそれが何だったのか、結果としてこれらの地域に何がもたらされたか、今どういう方向で検討すべきかということについて、きょうは明らかにしようと思つたから、そういう点を前段としてやつたわけです。

学研都市の実態はどうなっているか、これは多くのマスコミも報道していますが、大体二つの点があるのじゃないかと思うのですね。

まず第一に、文化学術研究都市と言つけれども、文化というのはおおよそ見えない。文化施設は別に何もないのです。それで、さらに研究都市と言つけれども、中心地区である精華・西木津地区では、稼働中の民間研究施設が四つ、建設計画中が五つと計画を大幅に下回っているのですね。そして、学研都市の理念を最も具体化した中核施設と言われる国際高等研究所、これは滞在研究者用の二十六の研究室があるので、動いているのはたった二つなんです。そして、募金を五百億円集めるという目標なんですが、集まつたのはたった七十億で、非常に苦戦をしているというふうに新聞も書いています。今財界も窮屈なんだとありましたし、そういうこともありますか。
では、二つ目に何が進んだかというと、進んだ

のは宅建開発なんですね。宅地開発が進んだ。

こういう話が出てきます。

従来の学研都市の開発は、ブルドーザーで里山や丘、林を削ってしまう荒っぽい手法で、「緑の中の研究所」を描いた学研都市の生みの親、奥田東元京大総長らは「ニュータウン造成と同じ」

だというふうに言つてているのですね。

これは朝日新聞でも社説まで出して、

実際にできつたのは一般の戸建て住宅団地と変わりがない。

いわ、宅建開発が進んでいるだけ。

そして、三つ目に、地元の自治体負担は大変だ

ということなんですよ。

これが今の学研都市が進んでいる一つの特徴的な問題だということをそれぞれのマスコミが書いているのです。私もそれはそれとして思つていいのですが、というふうに言われています。

そこで、そういう中で第二段階を迎えるわけだから、一番最初の文化という問題についてお聞きしたいわけです。

文化施設の三本柱は国会図書館関西館、それから国立文化財総合機構と国立総合芸術センター、この三つが三本柱だと言つてます。これらは本當に建設することになるのでしょうか。地元も本当に不安思つてます。これはぜひお答えいただきたい。

○山村説明員 お答えいたします。

今御指摘のありましたように、文化施設が不足しているということも言つてあります。三つ

設と言われる国際高等研究所、これは滞在研究者用の二十六の研究室があるので、動いているのはたった二つなんです。そして、募金を五百億円集めるという目標なんですが、集まつたのは

まして、平成七年度から用地の確保等に着手する

と伺つております。

それから、国立総合芸術センター並びに国立文化財総合機構、これらにつきましては、地元におきましてその構想がまとめられまして、現在、関

係の各方面に実現化に向けての要望がなされている。国土庁といたしましても、文化施設として非常に大事なものと認識しております。支援していきたいと考えております。

○穀田委員 どうも地元で構想があるというような話ですが、建設されることになるのか、本当にできるのかという不安が地元はあるのだけれども、大丈夫なのかということを聞いていますのです。それはいかがですか。

○山村説明員 先ほど申し上げましたように、図書館については確定いたしまして、その二つにつきましては、構想がまとめられ、順次熟度が高まっていくものと認識しております。

○穀田委員 熟度が高まっていくなどという、だれが聞いてもわからぬ、要するにいつできるのかということは結局答えられないのです。私はもう少しわかりやすく言つてほしいのですね。だれがその責任を持つていて、いつできるのかということが、まさに言つてあります。

○山村説明員 熟度が高まっていくなどという、だれが聞いてもわからぬ、要するにいつできるのかということは結局答えられないのです。私はここに大事な問題があると思う。だから、どこが責任を持っているのか。

こんなことだから、実は地方自治体でいいますと、大変なことになっているのですね。例えば、奈良市では、予定地に建つ工場の移転用地を先行取得して、国立文化財総合機構というのが来るのではないかだろかということで手を打つて取得したけれども、来ない。国はそっぽを向いていると

いうことで、毎年一億六千万円の金利と管理費の負担であります。

○穀田委員 どうも私が問題にしてる視点がわかつていただけないようですね。そういうものも

が、熟度がどうのこうのという話でしたし、国はどんな責任を果たしていくのだろうかということ

がはつきりしない、今の話で言うと、結局地元の意見も、ほんまに取り入れていくという点では、

うように考えております。

○穀田委員 どうも私が問題にしてる視点がわかつていただけないようですね。そういうものもが、熟度がどうのこうのという話でしたし、国はどんな責任を果たしていくのだろうかということ

がはつきりしない、今の話で言うと、結局地元の意見も、ほんまに取り入れていくという点では、

今的事実が示すように、非常に不十分だ。

同じくこういった問題について、ある新聞はこんなふうに書いてます。今的事実が示すように、非常に不十分だ。

ここで、私が言いたいのは、さっき言いましたように、最後の、自治体の、地元の意見を取り入れるという話との関係で言つたいわけですよ。結局こういうことが、一億六千万円も負担するようになつていて、ということ自体は、実はここにこそ地元の自治体と綿密な連絡がとれていない。意見を聞くどころか、実際には一億六千万円もの負担をずっととして、なかなか連絡さえもとれていません。

筑波では周辺地区まで含めて国がほとんど面

ラン委員会の発足さえ地元の精華町や木津町に一切連絡がないということで報道されているんですね。そういうのは枚挙にいとまがないのですよ。それは昨年の十一月十九日付の新聞です。

さらに、学研都市の波及効果を広域に及ぼすための具体的方策調査研究委員会の中間報告によるところ、やはり地元の声を聞く窓口が欲しいというのが圧倒的に多いのですね。だから、至るところでそういう問題が、実は副知事が入っていながらそういう声が聞かれる。声が聞かれていない、住民の意識調査をすればそういうことが出てくる。

こういうことを踏まえて、しかもみずから、促進法を決める際には、地方自治の本旨にのっとてやると言っているのだから、せめてこういうふうな形で、今縮小も含めて検討する際に、地方自治体の主体者は住民の身近なところでいうならば市町村だと、わざわざきょう提案をされた地方分権の法律の中にも書いてあるぐらいいの問題なんですが、今縮小も含めて検討する際に、地方自治体の主体者は住民の身近なところでいうならば市町村だと、わざわざきょう提案をされた地方分

いても、あるいは関係委員会においても、京都府においても、市町村の意向を十分しんしゃくして、長く待って、そして学研都市が実りあるものに、市町村との調和と整合がとれるように努力をしてきていただいていることは、ぜひ御理解をいただいておきたいと思います。

○穀田委員 意見を聞いてないということではないですね。そんなことは大臣もよく御承知だらば、先ほどお話ししたように、第二ステージといふ、いわば重大な段階を画する問題の点についても話を聞いていないと言つて、それから、先ほど大臣からお話をあつたATRの問題についても、決定に関与していないといふことが議会で正式に答弁されるなどと、枚挙にいとまがないわけですから、そういうことについて言つておきたいです。

しかも、お話があつたように、一つの市になつてすべきかどうかというのは、それは大臣のお考えであつて、またそういう推進する側のお考えはそうかもしれません、これは単に三町だけではなく五市三町にまたがる問題です。私は、五市三町はしかるべき、きちんととした意見を聞くようになります。けれども、京都府内においても相変わらず三つの町が存在しているんですよ。だから、一つの市になつてやるべきだ、そして、機能が学研都市の中の機能と全くマッチしないような状態になつてしまつているのです。私どもは、むしろ学研都市を抱えるところは一つの町になつて、一つの市になつてやるべきだ、そして、

時間ですから、やはり先ほどの報道によりますと、同じく実は「五市三町の首長はそろって推進機構の評議員に名を連ねながら、対応策など具体的な話し合いなどしたこともない」といふことですから、やはり先ほどの報道によりますと、同じく実は「五市三町の首長はそろって推進機構の評議員に名を連ねながら、対応策など具体的な話し合いなどしたこともない」といふのです。

うふうにまで書かれているわけです。ここまで書かれると、やはり意見を聞いたことはそれは確かにあります。けれども、現実の具体的な進行の度合いの問題について言つて、いよいよ第二ステージというふうなことになつてきて、先ほど大臣のお話ではあります、いよいよ文化の委員が先ほど御指摘になりました精華町の下水などは、管は行きましたけれども、終末処理場は十年かかってようやく去年解がついたというところでございまして、市町村との問題に非常に難しさを感じておるわけでございます。

けれども、そういう中においても、国土厅におきましても、そういう方が望ましいと大臣もお

話があつたので、せめてそれはそういう機構の中に入れていただきてやつていただくことを望みたくなります。それで、特に火災に絞つてちょっとお尋ねしたいのですが、報告では火災の発生は二百九十三件、そして警察厅のお調べでは亡くなられた方の中で、これはなかなか分類というのが難しいのでしょうか

○山村説明員 府県を通じることになるかと思ひますが、今まで以上に各市町村の意見も聞きながら進めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○川崎委員長 川崎達夫君。

○川崎委員長 私で最後です。長時間御苦労さまですが、お世話になります。また、委員長、各会派の理事さんの皆さん、質問時間に關して御高配をいただきましたことをこの席をかりてお礼申しあげます。ありがとうございます。

震災が起つて五十日という節目を迎えることになりまして、この間、初期の救助から救援、復旧、復興と各段階にわたりまして、おのおの立場の人が本当に寝食忘れて懸命の努力をされておられるごとに對して、改めて感謝を申し上げておきたいというふうに思います。

ただ、こういう基本的な緊急の立法等々も一通り段落がついた今の時点というのは、やはり冷静に、ちょうどスタートのころ振り返り、そしてこれからどういうことを検討、研究すべきかといふふうに思つております。総理も、反省すべき

ことを少しロングレンジも含めて考える、記憶も生々しい中で考へる一番いい時期ではないかといふふうに思つております。総理も、反省すべきは反省し、これから対策を立てていきたい、こういふふうに思つています。

○川崎委員長 ありがとうございます。

○瀧政府委員 現在判明いたしております焼失家屋というか、棟数で申し上げますと、兵庫県と大阪府トータルで申し上げまして、全焼が七千百二十棟、半焼が三百四十四棟というように私どもは承知をいたしております。

うふうにまで書かれているわけですが、ここまで書かれると、やはり意見を聞いたことはそれは確かにあります。けれども、現実の具体的な進行の度合いの問題について言つて、いよいよ第二ステージというふうなことになつてきて、先ほど大臣のお話ではあります、いよいよ文化の委員が先ほど御指摘になりました精華町の下水などは、管は行きましたけれども、終末処理場は

うふうにまで書かれているわけですが、そこまで書かれたのと、こういううシステムができていてよかつたのにとか、こういう装備があればとかいうことは、たくさん指摘をされています。私たちがそういう認識の中で今一番気をつけなければいけないのは、災害はいつ起つるかわからないわけですから、再びこういうことが起つたときに、前もそういうことがあったのにという、反省がその度データであるというふうに思います。

そういう中で、当初からこれは国会の中でも随分何度も議論になつたことでもあるのですが、素朴な疑問として、なぜ初期の、燃え広がる前の段階で消えなかつたのだろうか、これは当然ながらにおきましては、そうすると、その代表を入れた、あるいは消防車が行けないということがあつ

たのですが、そういう中で国民の多くの皆さんに
素朴な疑問として、へりで消防というのはできなかつたのかということが、これは何度も議論にな
りましたけれども、やはりいまだに我々もよく聞
かれることでござります。

この部分、一度ちょっと整理をしておきたいな、ということで、最終的に消防庁として、県も含めてですが、ヘリ消防をされなかつたということの理由をお知らせいただきたいと思います。

○野中邦務大臣 これはさまたま国民の皆さんからも、なぜヘリによる空中消火ができなかつたかといふ疑問と不満があるわけでござりますから、消防のトップにあります長官が説明するとより具体的、詳細におわかりいただけるかと思いますが、やはり私の政治的立場の責任から申し上げることの方がよからうと存じますので、私の理解する範囲においてお答えを申し上げたいと思うのでござります。

ささまざま今御指摘がございましたように、あの燃え盛る映像を見ながら、どうしてヘリで空中から消せないのだということは、私どもにも多くの皆さんから御批判をいただいたところでござります。しかし、ヘリを用いるかどうかというのは現地消防本部が決定をする問題でありますけれども、一棟の家屋に対しまして、連続的に二十分間二十トンの水をかけなければ消火できないと言われておるのであります。ポンプのホース一本から一分間に出来る水は一トンであります。それが二十トンなれば、一つの家屋を消火させることができないと言われておるわけでございます。

ところが、ヘリに水を積載できるのは普通のヘリで〇・五トン、大型ヘリで一・八トンでござります。したがいまして、今までアメリカ等で使われ、日本でも使われますのは、山の火災について、燃え盛る周辺への延焼を食いとめるためにヘリで巻をまいたり、水をまいたりして類焼、延焼を防ぐ、それに使うわけでござりますけれども、都市で、しかも建物が非常に高低が激しいところで〇・五トンより積めないヘリを持っていって

も、これは相当量のヘリを持つていかなければその消火ができないわけでございます。まして、あの神戸の都市部で、ビルが林立するところでは、大型ヘリを持つっていても大変な事故を起こす危険があるわけでござりますし、極めて困難な危険性を伴うわけでございます。

また、市街地火災で上空から水や消火剤をまいでも、屋根等の構造物に遮られまして火の焦点に当たることができないという点もあるわけでございます。また、命中率を高めますために低空飛行で散布する場合には、ホーリングの際に発生する下方向の風によりまして火勢が一層あおられる危険もあるわけでござりますし、また水の塊によつて下におられる方に衝撃を与えて、せっかく助かる人が助からない、こういう問題もあるわけでございます。

都市部における消火手段については検討を行つてはおりますけれども、ヘリコプターや飛行艇で

○川端委員 ありがとうございます。今言われた幾つかの理由は、何度かこの議論の中で出ていているわけです。

それで、そういうことでお伺いをしますと、これからもこういう密集都市災害、都市火災にはヘリ消防というのは、そういうふうなことを言われた理由でといえば使えないというふうに思つておられるということなのでしょうか。

○野中國務大臣 人命の救出、あるいは救援物資の搬送、救急隊の搬送等にはこれからも積極的にヘリの導入を行うべきだと考えておりますし、そこの要員の養成、あるいは今後積極的に全国にヘリの配置されるようにはやっていくべきだと考えますけれども、先ほど申し上げたように、都市部に

おける消火のためにヘリを使い、かつ飛行艇を使ったということは、非常に危険を伴い、そして当初心目的とする消火に十分機能を果たすことができないと考えておりますわけで、その道をとる考えは今のところないわけでございます。

ソ連の軍事行動は、第三師団司令部は空中消火の可能性について検討するとともに、兵庫県の空中消火実施の有無について県側に確認、二十時に、県として空中消火実施の有無について検討する。このことは、本件の発生原因を明確にするうえで重要な情報である。

火は考えていないとの情報を担当者から入手、十二時ごろに、県側はあす七時に消火活動の有無を決心するとの回答を得るということで連絡を受けて、県からの空中消火の要請の可能性があることを予想し、諸準備を逐次開始、十七日の夜までは返事はちょっと待ってほしいけれどもといううそなので、自衛隊は空中消火の要請の可能性があることを予想して諸準備を開始したということ、これは防衛庁の資料ですから、そして、朝の七時に回答がないのでどうしたのかと問い合わせたところ、判断を十時に延ばしたということで、十時ごろ空中消火は実施しないということの返事があった。この判断は恐らく今言われたようなことされたのだと思うのですね。

ところが、自衛隊は、そうすると、空中消火の要請があればそれに対応する準備をしていたといふ部分でいうと、何らかの消火活動をするということを考えていたということなのでしょうか、防衛庁。

整を行ったのは先生御指摘のとおりの内容でござります。これは防衛庁としては、この場合県側から仮に消火について御要請があつた場合に直ちに応じられるような態勢をとつておくということでございまして、そういう意味から県側の意向を再三にわたり確認したものでございまして、防衛

所として空中消火を行つた方がよいとの判断を前提にそういう態勢をとつたというわけではないと
いうことでござります。

○川端委員 それで、週刊誌情報みたいなものを
こういうところへ出すのはいかがかと思います
が、実名ですので……。

防衛庁のO.B.の方が、阪神大火災は自衛隊ヘリ
出動ですぐに消せた、こういうこといろいろな
論拠を持つて述べておられる記事がある。それから
ほかの報道でも、今いろいろおっしゃったた
ホバリングのときにはえって火災をあおるのでは
ないかとか、エンジントラブルを起こすのではな

そういう意味で、私は、あのときやるべきだったかやるべきでなかったかということは、本当に非常に難しい判断だったことは事実だし、それがけしからぬとかいうことを今言っているのではなくて、実はこの時点では、今までの実績も含めて、空中へり消防というものの経験も研究も検討も実はされていなかつたと思う。だから、やるうという判断をするということの不安の方が多くて、論拠がなかったということだと思うのです。ですから、私は今やるべきことというのは、この技術が随分進んだ時代、そしてロス火災ではピンポイントの衝撃的な水撃で消すという部分も含めて、いろいろなことが外国でやられていることも事実ですので、これからそういう消防に、道路は渋滞して行けない、そして水栓はねじれて使えない、水道は出ないと、まさに、今消防庁でお考えになつてているかなり大規模なポンプでいろいろろつないでやろう、これも一つの方法だと思いま

す。しかし、それは水源が、海がなければまた意味がないということですし、先ほど穀田先生言われたような各地域に耐震の水槽を持って、エンジンも置いておいて、簡単に使えるというのはそうだ。

しかし、やはりそういう部分と同時に、空中からの消防というものは、先ほど大臣言われた部分は、本当にある部分でいえば科学的に検証されたという部分に関して私は正直申し上げて根拠はやや希薄な部分もあると思うのです。

そういう部分でだから反論が出てくるのです、そうではないのではないかと。防衛庁がやって、私がやっていたらそんなことではないといふふうに逐一おられる人もおられるわけでしから……。

そういう部分で、私は、やはりこの空中からの部分というのが可能であるならば、これから相当な効果を發揮することは間違いないわけですから、そういう部分で消防庁、自治省を含めて、この問題はもうこれからも想定しないということではなくて、一度今までの知見も含め、研究、検討、それから訓練、防衛庁のいろいろな知見、それから実際のヘリの台数でいうと、これはもう自衛機でしか恐らく使えないと思います。そういう部分を含めて、このことに関して、一度真っ正面からそれなりの費用もつけて検討してやるということ、私はぜひともやっていたいだいたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○野中國務大臣 今お話しになつたような点を含めまして、例えばロスの地震災害における問題等、またスイス犬の問題等を含めまして、それが消防庁の職員を両方に支援のお札を含めまして、今研究に派遣をさせておるところでござります。

○川端委員 ぜひともよろしくお願ひをしたいんですが、くどいようですが、先ほどのいろいろ言わ

れた理由というもののが検証ということに、私はそ

のこと 자체はちゃんとやつていただきたいなど

うふうに思います。

それと、もう時間がなくなつてしましましたの

で、あと一点だけ。

これは今回の場合でも、やはり近隣の市町村の

応援というのは、大変皆さん、御苦労していただ

くいう中で、特に、今回は消防活動ということだけに限定して御質問しておりますのであります

が、私は滋賀県ですが、滋賀県の消防の方も随分

たくさん応援に行かれました。そういう人々は

消防マンとして現実にそこへ行つていろいろな活

動をされたという貴重な体験をされた。そして、

兵庫県の方はもちろんなんですかけれども、全国、

周辺の人々がそういう形で消火、救助に参加をした

ということのその人たちへの感謝も当然物すごく

あるわけですけれども、その貴重な経験を今持つ

ておられてという部分をやはり集約をするという

こともぜひともやつていただきたいな、各消

防、都道府県ありますからね。

そうすると、行った人のまた違う目で、自分が

行ったときにこういう経験をしたということが非

常に大事なことではないか。それは行った人に対

するフォローでもあるというふうに思いますし、こ

ういうふうな壊滅的な災害が起つて、このときは

周辺との連携、ネットワークというものが一番大事

な部分であるというものは、大臣も折に触れて言つ

ておられますけれども、そういう部分を含めて、

今回、市の職員とかいろいろな方も行かれまし

た。しかし、とりわけ一番危険な部分を含めて活

動された消防の皆さん、周辺市町村、周辺だけではなくての部分のそういう方、可能で

あれば幅広く、いろいろな方なんですねけれども、

そういう方の記憶の生きる部分での生の声を集め

て、これをこれからに役立てるということは、これ

からのことにして立つと同時に、行つていただ

きます。

事なことだと思うのですが、いかがでしようか。

○野中國務大臣 様の朗読により趣旨の説明にかえさせていた

地方税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、地方団体の行政需要の増大、引き続

く厳しい地方財政の状況等にかんがみ、左の点

についてその実現に努めるべきである。

一 今回の平成七年度分及び平成八年度分の固

定資産税及び都市計画税に係る臨時的な課税

標準額の特例措置について、納税者に十分周

知徹底を図ること。

二 固定資産税は、わが国の土地保有課税の根

幹であり、自主財源としての市町村税の基幹

税目であることを踏まえて制度の整備充実を

していただいた多くの皆さんのもとでぜひ取り

を生かした今後への指針につきましてもぜひ取り

まとめまして、私ども、これからとの記録と参考に

させていただきたいと存じておる次第であります

す。

○川崎委員長 時間が終わりました。ありがとうございました。

○川崎委員長 これにて両案に対する質疑は終局

いたしました。

○川崎委員長 この際、地方税法の一部を改正す

る法律案について議事を進めます。

○川崎委員長 これにて両案に対する質疑は終局

いたしました。

○川崎委員長 この際、ただいま議決いたしました

法律案に對し、米田建三君外三名から、四派共

同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出

されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。米田建三

君。

○米田委員 私は、この際、自由民主党・自由連

合・新進党・日本社会党・護憲民主連合及び新党

さきかけの四会派を代表いたしまして、地方税法

の一部を改正する法律案に對しまして、次の附帯

決議を付したいと思います。

案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていた

ます。

五 税負担の公平を確保するため、非課税等特

別措置については引き続き見直しを行い、一

層の整理・合理化等を推進すること。

五 阪神淡路大震災の被害の甚大性・広域性にかんがみ、住民生活の安定、災害復旧・復興に対する機動的な対応等という観点から、地方税制上の配慮についても早急な対応を検討すること。

以上であります。

右決議する。

○川崎委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川崎委員長 起立多数。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。この際、野中自治大臣から発言を求められておりますので、これを許します。野中自治大臣。

○野中國務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重し、善処してまいりたいと存じます。

○川崎委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川崎委員長 御異議ないと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○川崎委員長 次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案について議事を進めます。

討論の申し出がありますので、これを許します。穀田忠二君。

○穀田委員 私は、日本共産党を代表して、地方交付税法等の一部を改正する法律案に関する反対論を行います。

まず、地方財政の財源不足にかかる國の責任問題であります。ところが、七兆円に近い過去最高の財源不足が生じる事態にもかかわらず、國が特例措置として繰り入れる額は一千八百十億円、不足額のわずか二・六%であります。これではとても國が特例措置したなどとは言えません。

第一は、借り入れの問題です。

借入金という方法はとらないというのが政府の方針のはずであります。ところが、年度当初としては二年連続、補正を含めれば三年連続して借り入れによる補てんが行われており、今や借り入れをしないという原則は事実上無視され、借り入れが恒常化しているのが実態であります。特に、今回の中の借り入れによる年度末の借入金残高は十兆七千七百億円余と見込まれ、財政体質の悪化を招くとの理由で借り入れをやめた当時の地方負担分五兆六千九百億円余を大きく上回る事態となっています。この点からも、こうした多額の借り入れを行う責任が問われなければなりません。

第三は、交付税特別会計繰入金の先送りの問題です。国からの交付税特別会計への繰入予定額は一兆一千三百九十二億円でした。ところが、実際に繰り入れられる額は一千八百十億円、全体の一六%弱にすぎません。今回の九千五百八十二億円を含めた先送り額は、実に五兆円を超えるものになります。こうした財源は地方に配分されるべきものであり、財源不足が生じる事態ではなおさらであります。一方で新たな借り入れをしながら、繰入予定額のほとんどを先送りすることは納得できません。

最後に、地方税法の一部を改正する法律案に対する件につきまして、決議をいたしたいと存じます。北沢清功君。

○北沢委員 これより議決いたしました法律案について、本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○川崎委員長 これより採決に入ります。

地方交付税法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川崎委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川崎委員長 御異議ないと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○川崎委員長 次に、地方財政に関する件について調査を進めます。

この際、北沢清功君外三名から、四派共同提案に係る地方財政の拡充強化に関する件について決議されたいとの動議が提出されております。提出者より趣旨の説明を求めます。北沢清功君。

○北沢委員 この際、地方財政の拡充強化に関する件につきまして、決議をいたしたいと存じます。

す。

本件につきましては、理事会等におきまして、自由民主党・自由連合・新進党・日本社会党・護憲民主連合及び新党さきがけの四会派間で協議が調印、お手元に配付してあります案文がまとまりました。

案文の朗読により、趣旨の説明にかえさせていただきます。

地方財政の拡充強化に関する件(案)

い地方財政の状況等に対応する観點から、地方の諸施策を着実に推進するため、政府は、次の思ひます。

事項について措置すべきである。

一 累増する巨額の借入金が将来の地方財政を

圧迫するおそれがあることにならぬことから、地方税、地方交付税等の地方一般財源の充実強化により、その健全化を図ること。

二 地方分権の推進に伴い、地方団体が行う事務事業を自主的かつ自立的に執行しうるよう、国と地方の役割分担に応じた地方税財源を充実確保すること。なお、国庫補助負担金等については、その廃止を含め一層の整理合

理化を推進するとともに、地方団体における行政改革の一層の推進を図ること。

三 地方団体が個性豊かな活力ある地域づくりを自主的かつ主体的に推進するとともに、地域の実情に応じた生活環境及び住民生活に密着した社会資本の整備を推進するため、引き続き地方単独事業の充実を図ること。

四 少子・高齢化の進展に伴う地域福祉の充実等の要請に適切に対応するため、引き続き地方団体が単独で行う社会福祉経費の一層の充実を図ること。なお、国民健康保険における住民負担及び地方団体の財政負担の現状にかんがみ、国民健康保険財政の在り方についての抜本的な検討を進めるとともに、その改善を図ること。

五 地方団体が積極的かつ主体的に取り組むことが求められている環境問題、農山漁村対策、森林・山村対策、国際交流、地域文化、地域スポーツ、消防等の諸施策について、引き続き財政措置の充実を図ること。

六 阪神・淡路大震災等の非常災害に際しては、当該被災地域の復旧・復興等のために必要な要とされる財政需要を的確に把握するとともに、関係地方団体の財政運営に支障が生じないよう、万全の措置を講ずること。

